

修 士 論 文

農民の価値規範と土地所有

—ドイモイ後の北部ベトナム農村における土地使用権集積の事例—

Peasant Values and Patterns of Land Ownership

- The accumulation of land use right in post Doi Moi northern Vietnam -

東京大学 新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

学籍番号 47-66877

氏名 吉田 恒

本論文は、修士（国際協力学）取得要件の一部として、2008年1月25日に提出され、同年2月5日の最終試験に合格したものであることを、証明する。

2008年2月5日

東京大学大学院 新領域創成科学研究科

環境学研究系 国際協力学専攻

主査 _____

“Bán anh em xa, mua láng giềng gần”

(兄弟が遠くに行ってしまう代わりに、隣人がそばにいる)

“Ăn qui xóm, đánh qui chòm”

(村でともに食べ、村でともに困難と闘う)

タイビン省の農民から教わったことわざ (筆者訳)

農民の価値規範と土地所有
—ドイモイ後の北部ベトナム農村における土地使用権集積の事例—

Peasant Values and Patterns of Land Ownership
- The accumulation of land use right in post Doi Moi northern Vietnam -

吉田 恒 (YOSHIDA Ko)

目次

図表一覧	iii
第1章 進まない土地集積と農民の価値規範.....	1
1.1. 農民の行動と価値規範との関係.....	1
1.2. 社会主義国における市場経済の導入と農民へのインセンティブ	2
1.3. 本研究の「問い」と「仮説」の設定.....	6
1.4. 紅河デルタ農村における伝統的文化と価値規範.....	8
1.5. 本研究の意義.....	11
1.6. 論文の構成	12
第2章 ベトナムにおける農業改革の歴史と課題.....	13
2.1. ドイモイ期以前の農業改革の歴史.....	13
2.2. ドイモイ期以降の市場経済化導入による農業改革の特徴.....	16
2.3. 農業改革に対する評価と課題.....	19
第3章 土地使用権分配の実際と農民の意識——北部村落におけるフィールド調査	24
3.1. フィールド調査の概要.....	24
3.2. インタビューにおける質問内容.....	27
3.3. 地域別の調査結果.....	30
3.3.1 フーリン社.....	31
3.3.2 ドンナム社.....	36
3.3.3 ビンディン社.....	42
3.4. 調査結果の比較とまとめ.....	50
第4章 総括——農民の行動と価値規範の関係 再考.....	54
参考文献	59
謝辞	64

図表一覧

表 1：中国、ラオス、ベトナムの農業依存度.....	3
表 2：稲作用土地面積推移（単位：1,000 ha）.....	20
表 3：保有土地面積による農家戸数分布.....	22
表 4：ビンディン社における 1988 年土地権利分配の重み付け.....	46
表 5：インタビュー結果の比較.....	51
図 1：ベトナム全図.....	14
図 2：米の生産高推移.....	19
図 3：フィールド調査対象地.....	25
図 4：ハノイ市地図.....	32
図 5：フーリン社の農村風景.....	34
図 6：ホアビン省地図.....	37
図 7：ドンタム社の農村風景.....	39
図 8：タイビン省地図.....	43
図 9：ビンディン社の農村風景.....	45
図 10：ビンディン社における普通出生率.....	48

第1章 進まない土地集積と農民の価値規範

1.1. 農民の行動と価値規範との関係

農民の行動は何に規定されているのだろうか。この命題は、経済学者、社会学者、人類学者らの間で様々な議論を呼び起こしてきた。例えば、資本主義・市場経済を前提とし、農民は複数の選択肢における費用と便益の比較によって、もっとも経済合理的な行動を取るという考え方が存在する。このような考え方によれば、どの土地にどのような作物を植えるか、農業所得を増やすために土地を増やすか、あるいは土地を売って離農するか、といった判断は、市場を前提とする経済合理性に基づいて行われる。一方で、生活共同体としての農村社会の重要性に着目し、農村共同体における価値規範が農民の行動を規定している、という考え方も存在する。この考え方に従えば、農業所得を増やすために農家が土地を購入するという行動は、同じ地域の別の農家の資本である土地が売却されることと同義である。そのため、土地を売却する側の農家に生活のために十分な土地が残されず他の収入を得る手段もないような場合には、土地の売買という行動は農村社会で問題視され、結果として抑制されると考えられる。

農村社会における共同体の価値規範を重視する立場を代表するのは、スコット [1999] が提示した「モラル・エコノミー」¹である。スコットは零細な農民の行動原理が「生命維持倫理」「安全第一」であることを指摘し、共同体における互酬性がそのような経済を支えていると説明した。一方、スコットのモラル・エコノミー論を批判し、農民を経済合理性に基づいて行動する存在として位置づけたのがポップキンである [Popkin 1979]。ポップキンは、「生存に必要なもの」の水準が人によって異なるために他者が見積もることは難しいことを指摘し、それゆえに発生するフリー・ライダーの存在によってスコットが示唆した「互酬性」が機能しないことを示した。また、仮に互酬的行動が見られたとしても、それは費用と便益の比較の結果の合理的な選択に基づく行動であり、「互酬性」という価値規範が存在したわけではないと説明している。ポップキンは、一見市場経済性に反するような農民の行動も、実際には経済合理性によって説明することが可能だと指摘したのである。

「スコット・ポップキン論争」と呼ばれるこの議論の焦点は、原 [1985, p. 162] が述べるように、ポップキンは農民が「個人的合理性」を持っていることを前提とし、個人間の価値意識共有を問題としていないのに対し、スコットは個人間における価値の共有を主張している点にある。ゆえに、個人間の価値意識の共有、言い換えれば農村共同体における価値規範の有無を実在の農村における事例によって見出すことができれば、農民行動の議論の進展に貢献することが可能である。

このような事例研究の対象として有効と考えられるのが、もともと社会主義国であり、

¹ スコット [1999] では「モーラル・エコノミー」と表記されているが、本研究では「モラル・エコノミー」という表記に統一する。

かつ近年市場主義を導入した、いわゆる移行経済の国々である。中央集権的な計画経済から市場経済への急激な転換は、農民にとっても市場経済合理性に基づく判断・行動を開始する転機であった。このような環境下で市場経済合理性に反する農民の行動を見出すことができれば、その農民行動を規定するのはスコットが指摘したような農民の価値規範なのか、あるいはポプキンが主張するように経済合理性なのか、検討することが可能である。農民の価値規範や互酬性の有無は、このような移行期の急激な変化の中でこそ検証しやすいのである。

1.2. 社会主義国における市場経済の導入と農民へのインセンティブ

第二次世界大戦後に数多く生まれた社会主義諸国は、中央集権型の計画経済を採用していたが、ベルリンの壁の崩壊と東西ドイツの統合、あるいは旧ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊に象徴されるような冷戦の終結によって、その多くが市場経済化を遂げた。一方でアジアにおいては、中華人民共和国²、朝鮮民主主義人民共和国³、ラオス人民民主共和国⁴、ベトナム社会主義共和国⁵の4カ国が、現在も社会主義政治体制を保持している。このうち北朝鮮を除く3カ国は、1970年代から1980年代にかけて経済的な困難を経験し、社会主義という政治体制を保ったまま市場経済を導入することによって経済の回復を図った国々である。

この3カ国はいずれも元々農業国とよばれた国々である。表1によれば、特に中国とベトナムで他産業への移行がかなり速く進んでいる。しかし、全労働人口に占める農業就業人口の割合は、もっとも他産業への移行が進んでいる中国においても依然として40%を超えており、現在でも農業の重要性が高いことは明らかである⁶。

² 以下、中国と略記する。

³ 以下、北朝鮮と略記する。

⁴ 以下、ラオスと略記する。

⁵ 以下、ベトナムと略記する。

⁶ 比較のために、日本における2005年の対GDP比農業生産高は1.51%（内閣府[2005]より筆者算出）、対全労働人口比農業就業人口4.07%（総務省統計局[2005]より筆者算出）である。

表 1：中国、ラオス、ベトナムの農業依存度

	中国		ラオス ⁷		ベトナム	
	1988年	2005年	1988年	2005年	1988年	2005年
GDPに占める農業生産割合 (%)	25.47	12.55	60.35	44.82	46.30	20.97
全労働人口に占める農業就業人口割合 (%)	59.03	43.62	N/A	N/A	71.58	53.88

出典：ADB [2007] より筆者作成

これら3カ国が1980年代に経験した市場経済導入による改革においても、農業セクターにおける改革は当然ながら非常に重要であった。改革以前には、農業経営の主体かつ管理組織として中国の人民公社やベトナムの合作社に代表されるような組織が存在していた。これらの組織は、土地⁸を実質的に所有するとともに、農民への労働指示や収穫の管理および国家への納入、労働点数に基づいた農民への食料の分配などを行っていた。つまり、個々の農家単位ではなく、社会主義的な集団経営組織を単位として農業が経営されていたのであり、農民はこれらの組織に所属する労働者に過ぎなかった。集団農業経営は社会主義的な理念のもとに行われていたが、農民にとっては収穫が直接自分のものにならず、一生懸命働いて収穫が増えても他の農民と同じ分配しか受け取ることができないため、労働へのインセンティブは失われ農業生産は停滞する結果となった。しかし、市場経済導入による改革後は農業が家族経営化され、土地が各農家世帯に再分配されるとともに、農家がそれぞれの自由な意志に基づいて農作物の生産を行い、納税分を除く収穫の一部を自給のための食糧として確保するとともに、余剰分を市場で自由に売買できるようになった。農民にとっては働けば働くほど自分の手元に残る収穫も増えるため、農作業へのインセンティブが向上し、農業生産も増加する好結果となった。

さて、市場経済の導入が農民に与えたインセンティブは、実際には2種類に分けて考えることが可能である。本研究ではこれらを「労働インセンティブ」と「経営改善インセンティブ」と呼ぶことにする。

「労働インセンティブ」は、農作業を行う上での意欲があるかないか、よりわかりやすくいえば一生懸命まじめに働くか、手を抜いて怠けて働くかという点に関するインセンティブである。古田 [1996, pp. 36-41] は1970年代後半にベトナムの農村で稲が列をなして植えられていなかった農民の「手抜き」の事例⁹を紹介している。また、ベトナムにおける筆

⁷ ラオスの農業就業人口についてはデータが取得できなかったが、GDPに占める農業生産高の割合の大きさからも、農業の重要性は明らかである。

⁸ 本研究においては、特に「土地」は農業用途の土地を意味して用いることに注意されたい。引用した文献によって「農地」、「耕地」など表現にばらつきが見られたが、本研究では「土地」を統一して使用することにする。

⁹ 実際には、古田 [1996, pp. 37-38, p. 41] [Pham et al. 2001, p. 87] が説明するように、集団

者のインタビューでも、集団農業経営下において8時から17時までが労働時間とされていたにもかかわらず、9時から16時までしか農民は働かなかったという事例や、農民が肥料を運ぶ際には手を抜くために常に道から近いところにばかり肥料を投入したため、一般的に道から近いところは遠いところよりも土壌の質が優れているという事例が明らかになった。集団農業経営下では、まさにこのような些細な、しかし蓄積の結果重要なインパクトをもたらす怠業が行われていたのである。農業の家族経営化の最も重要な目的は、まさにこの「労働インセンティブ」の改善にあった。土地の再分配によって、農民は自分の土地における自分のためだけの農業生産に集中できるようになり、逆に農作業を怠ることはせつかく与えられた豊かさへの機会を逃すことになった。このような改革は、生存のための食料自給にも不足を抱えていた農民にとって、非常に大きな労働へのインセンティブとなったのである。

「経営改善インセンティブ」は、生産性向上のための農業経営改善に関するインセンティブである。「経営改善インセンティブ」によってもたらされる生産性改善の手段として容易に連想されるのは技術の改善であり、具体的には化学肥料の導入や品種改良に代表される「緑の革命」による収量の増加、あるいは農耕機械の導入による労働生産性の改善が挙げられる。しかし、これらの技術改善は政府や農業協同組合などの指導や農民の金銭的余力に依存する部分が大きく、零細な農民自身による主体的な創意工夫には限界がある。さらに、農耕機械を効率的に用いるには、その土地の面積が相当な大きさであることが求められる。農業には規模の経済性が存在するである [荏開津 2003, p. 49]。ゆえに、市場経済を導入した社会主義諸国における農業の「経営改善インセンティブ」を確認するためには、改革期に再分配された土地の集積について検討することが適当である¹⁰。

土地の集積には2種類の形態がある。1つは、特定の農家世帯がより多くの土地片を持つという形態であり、その農家世帯における技術や経験の集積、あるいは購買力や販売力の強化などの点で規模の経済を支える要因となる。もう1つは、隣接する複数の土地片をより大きな単一の土地片に統合するという土地集積の形態であり、農耕機械を効率的に用いるための前提となる。どちらの形態においても、規模の経済性を支える上で土地の集積が重要なことは明らかである。

中国、ベトナム、ラオスの3カ国では、市場経済導入期に集団農業管理組織化で管理されていた土地の農民への再分配を行った。再分配の際に、土地は収量ごとに分類され、さらに各グループ内で土地が非常に細かく分けられ、各農家世帯は面積および収量が世帯人

農業の時代にも農民が自給のための食糧を生産するため「自留地」と呼ばれる土地が存在した。農民にとっては、集団農業における「手抜き」をするインセンティブがあっただけでなく、働き損になってしまう集団農業に費やす時間を削減し、自らの食料に関わる自留地に労働力を集中するインセンティブも存在したのである。

¹⁰ 他の経営改善方策として、現在ベトナム政府が政策の一つとして掲げているような作物の多様化も挙げられる [MPI 2006, p. 75]。しかし、特に稲作地域においては農業協同組合などによる指導を必要とするだろう。

口に比例して均等になるように収量のよい土地と悪い土地を組み合わせることで受け取るようになった。その結果として、小規模の土地が分散した労働効率の悪い状態になった¹¹。工業やサービス業など他の産業セクターが成長し労働力を吸収する環境が整っていることを前提とすれば、市場経済が導入されることによって、より高い収入を求める農民の離農と土地の売買が促進され、結果として土地集積は進行すると考えられる。つまり、市場経済の導入と農業の家族経営化によって、「労働インセンティブ」と「経営改善インセンティブ」はともに強化されるのである。

しかし、1986年に開始されたドイモイによって市場経済を導入したベトナムにおいて、実際には土地集積が進んでいないという事例が存在する。ベトナムでは1988年以降土地使用权¹²が農民に分配され、1993年以降はその交換・譲渡・売買なども許可されているにもかかわらず、北部農村における土地使用权の集積は「中高原、南部地域と比べて大幅に遅れている」[竹内 2003, p. 129] のが現状である。ベトナムでの例に従えば、地域によって、市場経済導入による「経営改善インセンティブ」の発現が阻まれる条件の存在が示唆されるのである。

なお、ベトナムでは、「土地使用权あるいは耕地面積の平準化を社会主義的理念の方向」[出井 2004, p.122] とする伝統的考え方が存在するために、公に土地の売買の促進などによる集積を目標とすることはできない。しかし、チャンチャイと呼ばれる大規模商業生産農場の形成が特に南部を中心に進められている¹³とともに、北部紅河デルタを中心に「交換分合」政策¹⁴による土地の集積が図られている[出井 2004, pp. 126-132]。また、農業労働者を他産業セクターに移動させることによって一人当たりの土地を増加させることは、ベトナムの社会経済開発 10 年戦略に明記されている[MPI 2001a, p. 10]。さらに、社会経済開発 5 年計画[MPI 2006, p. 94] では農業・林業・水産業の労働人口を全労働人口の 50% 以下にまで低下させることが目標となっており、農業合理化のための土地集積の促進が政策上の大方針であることは明らかである。土地集積が進まない要因について検討することは、ベトナムにおける農業・農村開発政策の観点からも、また市場経済導入による農民行動の変化や普遍的な価値規範を明らかにする上でも意義が大きいのである。

¹¹ 例えば、岩井 [1996, p. 96] によるハバック省（現バクニン省）の事例では、世帯あたりの平均地片数は 5 筆（ひつ）、地片数の最頻値は 7 筆、出井 [2004, p. 161] が紹介するハイズン省の事例では、世帯あたり平均地片数 12~13 筆、最多では 17~20 筆に達したという。

¹² ベトナムでは土地は国家が所有し、農民はその使用权を一定期間（一年生作物栽培のための土地の場合、通常 20 年）割り当てられる。しかし、1993 年土地法ではその譲渡、相続、相続などの権利が保障されていることから、事実上所有権に近い概念である岩井 [1996, p. 83]。

¹³ タイグエン省、メコンデルタおよび東南部の 3 地区におけるチャンチャイは全チャンタイ数の 82% を占めている [出井 2004, p. 127]。

¹⁴ 「交換分合」政策の目的は、「各農家がお互いに分散田地を交換し、また必要に応じて農地の合併を行うことによって土地利用の合理化を図るとともに集約農業実施の条件を創出し、それによって農家の収入増大を図ること」である [出井 2004, p. 129]。

1.3. 本研究の「問い」と「仮説」の設定

本研究の「問い」は、「ベトナム北部・紅河デルタ地域において、土地所有権の集積が進んでいないのはなぜか」と設定する。すでに述べたとおり、ベトナムでは1988年以降土地所有権を農民に分配し、1993年以降はその売買も許可されているにもかかわらず、北部農村における土地所有権の集積は中高原、南部地域と比べて大幅に遅れている。より具体的にいえば、各農家世帯は収量の異なる細かい土地片を組み合わせることで受け取るようになったが、それらの土地片を交換・売買せずに保持し続けている、ということである。土地の集積が行われないということは、規模の経済が発揮されず、低労働生産効率の状態に甘んじることが選択されていると言い換えられる。この状況は、市場経済の導入から期待される2つのインセンティブのうち、「経営改善インセンティブ」に反していると考えられ、さらに「経営改善インセンティブ」よりも優先されるべき「何か」の存在が示唆されるのである。

この問いに対する回答の一つとして想定されるのは、「土地集積が進まないのは農民が経済合理性に基づいて行動した結果である」というものである。例えば、洪水多発地域など生存のためのリスクが大きい地域では、収入の最大化を図るために他の農民と土地を交換・売買して集積しあうよりも、むしろ最低限の収入を安定的に確保するために限られた資源を他の農民と分け合い、分散して保持するほうが高い効用を得られる、という具体例が考えられるだろう。この例では、生存維持による効用は収入最大化による効用を上回るために、農民は生存維持を選択し、土地集積を行わない、という結論に至るのである。

しかし、農民が経済合理性に基づいて行動している、という認識の背景には、農民を極めて冷静で受動的な存在とする暗黙裡の仮定が存在する。そうだとすれば、農民は常に与えられた状況において効用を最適化する行動を冷静に選択しているのであろうか。農民間の相互扶助は、実際にはそれぞれの農民の効用最大化のための行動なのだろうか。農民が「村人全員の生存維持」という社会的な価値を能動的に選択することはありえないのだろうか。後述するように村落共同体の結束が強い紅河デルタ農村を分析する上で、経済合理性だけを農民の行動の理由とするには疑問が拭いきれないのである。

また、土地集積には個人あるいは単一の農家世帯によってもたらされることはないという特徴がある。土地の集積は譲渡や交換、売買などの二者以上の当事者を前提とした手段によるのであって、単一農家の意思ではどうすることもできない。従って、単一農家ごとに機能する「労働インセンティブ」とは異なり、土地集積という「経営改善インセンティブ」が作用するかどうかについては、農家を取り巻く村落社会の文化の影響を受ける余地が十分にあり、このような文化的な価値規範の存在が土地集積の進まない地域における制約条件となっている可能性が示唆されるのである。

そこで本研究では「土地所有権の集積が進まないのは、農村社会において均等性を重視する伝統的・文化的な価値規範が共有されているためではないか」という仮説を提示した

い。市場経済の導入によって個々の農民が農業生産を最大化するように行動することが期待され、実際にベトナム北部においても「労働インセンティブ」の機能によって農業生産の増大につながった。しかし、互いの収入や生活水準の均等性を重んじるような農民共有の価値認識が存在するために、「経営改善インセンティブ」は十分に機能しなかったのではないかと筆者は考えているのである。

なぜ筆者がそのように考えるかを説明する前に、紅河デルタがどのような地域か説明しなくてはならない。原 [1999, pp. 88-89] によれば、紅河デルタはその地理的要因から洪水のたびに堤防が決壊するなど農業上のリスクの大きい地域であり、人々は輪中内で共同体を作って限られた土地で多くの人間を扶養しようとしてきた。さらに、「公田制」という土地割り替え制度を生み出し、「多くの村落では水田の全面積を、少ない場合でもその 20% 程度の水田が村落の共有水田とされ、村人の間ではほぼ完全な平等性をもって割替え」を行い、土地を平等に分配して富の集中を防いできた。現在の紅河デルタは世界でももっとも人口密度の高い農村地域¹⁵であり、さらに、単位面積あたりの収量も限界に達しているとされる¹⁶。リスクの高い限られた土地に人口が密集している紅河デルタ地域の人々は、平等かつ零細化した土地からできる限りの農業生産を得ることで生存してきたのである。公田制のような特徴的な制度とそれを生み出した文化は、まさに紅河デルタの農村における生活上のリスクの高さを背景として生まれてきたといえる。

公田制のような制度や文化の存在は、「経営改善インセンティブ」を阻む価値規範の存在を連想させることは言うまでもないだろう。もちろん、公田制はフランス植民地時代に地主による公田の私物化が進んだために 1950 年代の土地改革においてすでに廃止された制度であり [斉藤 1976, p. 71]、現在でも残っているわけではない。しかし、公田制とドイモイ期の土地使用権分配には、土地割換え慣行の存在や分配原理における均等性の重要視など、共通項が多く見られるのも事実である。土地集積は個々の農家が独自で行うことはできず、周辺農家との売買や譲渡を通して行われるため、村落社会の文化・慣習の影響を受ける。そして、原 [1999, p. 89] の記述に見られるような平等性と均質性による共存という伝統・文化が紅河デルタ農村社会に残っているとすれば、そのような文化が「経営改善インセンティブ」を超える規範として機能することによって土地集積が進まない、という可能性が示唆されるのである。

¹⁵ 「タイビンなど新デルタでは、 km^2 当たり 1000 人を超える人口密度」となっている [原 1999, pp. 88-89]。

¹⁶ 1997 年上半期には、「一期で ha 当たり粳ではかつて 7 トンに近い収量を達成」しており、「ナムディエン省ザオトウイ県ザオテイエン村では、粳 8.8 トンというおそらく圃場としては世界最高を示す事例も存在している」とされている [原 1999, pp. 88-89]。

1.4. 紅河デルタ農村における伝統的文化と価値規範

前節ではベトナム北部の農村社会における平等性や均質性の存在について言及した。しかし、植民地化から社会主義政権誕生、ベトナム戦争、ドイモイによる市場経済導入という大きな変化を経て、現在においてもこのような価値規範が存在し、農民の行動を規定しているということは決して自明ではない。本節では、既存の研究を参照しながら、紅河デルタ農村社会の農民の行動と価値規範について詳細に振り返ると同時に、すでに提示した仮説の裏付けを行うための視座を確立することを目的とする。

前節における原 [1999, pp. 88-89] の引用にも見られたように、紅河デルタの特徴として超人口過密地域であることと土地生産性が非常に高いことが挙げられる。このような状況は、ギアーツ [2001] が「インボリューション」¹⁷と呼んだプロセスによってもたらされる状況と類似性の高いものである。「インボリューション」とは、インドネシアのジャワ島を中心とする「内インドネシア」と呼ばれる人口過密の稲作地域において見られた現象であり、農業の「内的発展」とも呼ばれる。水稻農業に対してより多くの労働力が投入され労働集約性が高まることによって、増え続ける人口を支えるだけの収量を確保し続けるというものであり、人口吸収力が高い稲作の特徴に加え、土地の細分化や複雑な労働交換によって農業が内面的に精緻化することによってもたらされていた。また、決して多くない生産物の分配にあたっては平等化が進み、「貧困の共有」[ギアーツ 2001, p. 138] という状況が生まれることになった。

「インボリューション」論に関連が深いと考えられるのが、スコット [1999] による「モラル・エコノミー論」である。スコットは、零細農民は所得の最大化ではなく安定を求めて「生命維持倫理」「安全第一」原理に従って不確実性やリスクを低減するように行動することを指摘した。さらに、生存維持保障のための共同体の制度や互酬性がモラル・エコノミーを下支えしていたことにも触れており、「トンキン・アンナン・ジャワなど共同体的伝統が強いところで、生存維持倫理が土地に対する村落の権利のかたちをとることもあった。(中略) これらはみな、村内の貧民が暮らしを立てていけるようにという同じ目的に沿ったものなのである」[スコット 1999, p. 54] と述べている¹⁸。

なお、北部ベトナムにおける共同体の結束の強さは、単に生存維持上の必要に応じて生まれたものではない。岩井 [2004a, p. 87] によれば、「村独自の風俗習慣が維持されるのは、ほとんどの場合村落内で結婚してしまうからである。村は単なる地縁組織ではなく、血縁組織でもある。いわば、村全体が姻戚関係で緊密に結ばれている、一つの『大家族』のよ

¹⁷ 紅河デルタにおいて「インボリューション」が進んでいることは、岩井 [2004, pp. 130-131] も指摘している。また、フランス統治時代の北部ベトナムの呼称であるトンキンにおいて「インボリューション」が特徴となっていたことは、スコット [1999] も指摘している。

¹⁸ ただし、社会主義政権誕生以前のベトナムを扱っているスコットは、「村内の上層と下層のあいだには、つねにある種の緊張関係があったとみてよい」とも述べていることに注意されたい。

うなものである」と指摘している。このような北部ベトナムにおける共同体の強さが「貧困の共有」を支える方向に作用するであろうことは明らかである。

さて、先に述べたように、ベトナムにおける土地分配では家族成員数に比例した均等性・均質性が強く重要視されている。このような意識の背景にあるものとして、竹内 [2004] は「均等主義」の存在を指摘している。

「均等主義」は土地分配における均等性の追求を意味しているだけではない。時間の経過に従って家族人口が変動することは自明だが、このような家族人口の変動を土地分配に反映させるため、土地所有権の割り替え・再分配を定期的に行う村落が見られるのである [竹内 2004, p. 180]。このような均等主義は、土地所有が分散し生産性低下につながる上、土地の集中・集積による農業生産の大規模化を阻むため、党や政府のイデオロギーからは「非効率」であり「非合理」と批判され、「ドイモイ下の農業改革＝農村の市場経済化——彼らにとっては計画経済・集団農業システムから市場経済・家族経営システムへの移行——がなおかつ不徹底である証拠のひとつ」として政府の批判の対象になってきた [竹内 2004, pp. 182-183]。

一方で竹内は、経済開発の水準が低いベトナムにおいて、収穫・所得の変動を分散・平準化しリスクを最小化していると「均等主義」について評価をしている。市場経済の導入前まで食糧不足状態にあったベトナムの状況を考えれば、農民が生活上のリスク最小化を意図することには違和感はないといえるだろう。さらに、このような「均等主義」のあり方は、ギアーツの「貧困の共有」やスコットの「モラル・エコノミー論」とも極めて近い立場のものと考えられる。

ところで、ベトナムには「均等主義」のその原型ともいえる「公田制」と呼ばれる歴史的な制度が存在する。「公田制」とは、一定面積の村落共有田を村人の間で定期的に割り当てる制度である。桜井 [1987] によれば、「公田制」の歴史や土地分配の方法、北部ベトナム社会における機能には議論が残っているものの、登録された村民に対し、数年間隔で土地の割り当てを行う、という基本的な部分はほぼ明らかになっている¹⁹。また、神仏のための公田や、寡婦田、孤児田といった目的別の公田も存在したらしく、村落の所有であり譲渡・売買ができないなどの特徴があった。

村野 [1976, p. 71, 79] によれば、公田は 1953 年の土地改革法によって徴発対象となり、他の土地と一緒に農民に分配された。そのため、「公田制」自体が現在にも残存しているわけではない。しかし、天候などの不確実性・リスクに左右されやすい農業を行う上で、それらの不確実性・リスクを分散し生産物を平準化するために農民が「均等主義」を用いることは、現在のベトナムにおいても合理的だと考えられる。もちろん、「公田制」と「均等主義」は同一の概念ではないが、竹内 [2004, 190-193] が述べるように、農業におけるリスクの高い紅河デルタ地域において「公田制」に由来する慣行が「均等主義」として残され

¹⁹ 村ごとに分配方法や間隔が異なるなど、そもそもそのルールは一定ではない。

ている、と考えることは可能であろう。

ところで、「公田」は村落所有する共有地であり、「公田制」自体も村落共同体に所属する農民に共有された制度である。その制度は、一定期間での割替え、譲渡・売買ができないなどの根幹の部分は共通しているものの、一方で地域差があり、「王の法もムラの垣根まで」²⁰ということわざに表されるように、政府・王朝や他の村落から影響を受けることは少なかったと考えられる。

それならば、「公田制」をコモンズとして捉えることができるのではないだろうか。村落内の農民のみがアクセス可能であり、それらの農民によってルールが共有され、フリー・ライダーの存在する余地がないという点で「公田制」は Ostrom [1990, p. 90] の定義した長期持続型コモンズの要件をほぼ満たしており、ローカル・コモンズと位置づけることに無理はないと考えられる。

茂木 [1994, p. 132] は、農業技術の差異がコモンズの成立に影響することを指摘している。具体的には、「灌漑農業の場合、灌漑用水という資源のもつ集合性等技術特性によって、農業の営み自体が協同労働、共同監視等の規範・規制を前提としたもの」と説明されている。このような灌漑農業の性質に加え、紅河デルタのように人口密度が非常に高く、雨季の洪水のリスクが高い地域では、協同と公平な分配は村落共同体の持続にとって不可欠の要素だったと考えられる。

「土地所有権の集積が進まないのは、農村社会において均等性を重視する伝統的・文化的な価値規範が共有されているためではないか」という仮説を提示するにあたっての「価値規範」とは、まさにこれらの先行研究で述べたような内容である。そこで、本研究では、現代の北部ベトナム農村にて共有されている価値規範として「均等主義」を位置づけたい。

「公田制」の影響を受け、「貧困の共有」や「モラル・エコノミー論」と性格を一にする「均等主義」という概念は、今日の紅河デルタ農村でも観察されるものであり、土地集積を阻むように機能していると推論されるのである。

実際には、「均等主義」を除く概念は社会主義政権誕生以前の比較的古い時代の北部ベトナム農村について扱ったものが多く、「均等主義」にしてもその妥当性について十分検証が行われているわけではない。本研究において、北部ベトナムにおけるフィールド調査を行ったのは、実際の農民の声をもとに「均等主義」をはじめとする価値規範の存在の検証を行い、同時に本研究における仮説の妥当性について見通しをつけるためである。

最後に、ドイモイ下の農業改革により農業生産増大が増大した現在のベトナムにおいて、「均等主義」や「モラル・エコノミー論」を問う意義について述べておきたい。池田 [1988, pp. 181-187] は生存維持水準が歴史的・文化的に多様に規定されていることに触れ、現代日本の農村を分析する視座としてモラル・エコノミー論を適用している。池田の整理によれ

²⁰ 古田 [1996, p. 47] によれば、「ベトナム北部は、もともと『王の法もムラの垣根まで』と言われたように、村落共同体の結合が強く、国家に対する自立性をもったムラ社会の伝統をもつ地域である」。ベトナム語では “Phép vua thua lệ làng”。

ば、モラル・エコノミーの要素として (1) 生存のための経済が機能する場ないし枠組、(2) 互酬性の規範、(3) モラル・エコノミーの物質的基盤としての共有財 (コモンズ)、(4) モラル・エコノミーの文化的基盤、の 4 点が挙げられる。つまり、今日の紅河デルタ農村においても土地がコモンズとしての性質を維持し、さらに互酬性としての「均等主義」が農村の価値規範として保たれているのであれば、「モラル・エコノミー論」を視座として紅河デルタ農村の現状を分析することは可能だと考えられる。

1.5. 本研究の意義

本研究の意義としては、大きく 3 点が提示可能である。

1 点目として、フィールド調査を伴った農民行動に関する議論への寄与が挙げられる。例えば、前節で言及した「均等主義」は竹内 [2004] による比較的新しい理論であり、裏付けとなるデータは現時点であまり多くない。一方でスコットが「モラル・エコノミー論」における事例としたのはフランス統治下のベトナムであり、池田 [1988] のように「モラル・エコノミー論」を今日のベトナムに適用した例は筆者の調べた限り見つかっていない。本研究のはじめに紹介したように、スコットとポプキンは農民の価値規範をめぐる論争を繰り広げたが、現代のベトナムにおける「均等主義」の存在を扱う本研究によって、スコットに近い立場からその論争に対して貢献することが可能である。さらに、これらの理論はいずれも農民行動の理解に関するものであり、間接的に農業開発政策理論へのインプリケーションをも与えられると考えている。

2 点目は、ベトナムの農業政策へのインプリケーションの提示である。先にも述べたようにベトナムでは土地集積を推奨する立場を取っているが、市場経済を前提とする経済合理性の外にある文化的な要因との関連にも目を向けることができれば、農民にとっての土地分散の意義を再認識する契機にもなる。食糧生産が満たされた現在となっても農民の暮らしは決して豊かなものではなく、近年は発生していないものの天候によるリスクは厳然として存在する。ドイモイの評価という点では主として経済学的な研究が多く見られるものの、社会主義国であるというベトナムの事情も絡み、農村における社会学的な調査の例は少ない。土地集積がなぜ進まないのかを明らかにすることで、農民にとって土地集積を行わないことにどのようなメリットがあるか、土地集積を進めることにどのようなリスクがあるかを再確認することが可能である。

3 点目として、他国の農業政策への応用が考えられる。隣国のラオスや中国を始め、社会主義政治体制を保ちながら市場経済を導入しているベトナムと同様の状態にある国は、数は少ないものの存在する。また、その他の社会主義国や軍事政権下にある国々など、今後市場経済が導入されうる国も、身近なアジアにおいてもいくつか考えられる。ベトナム農村の事例が直接適用されうるとは限らないが、同様の事例が積み重ねられることで、より農民の志向や行動についての理解が増し、政策への応用の可能性も増すと考えられる。

1.6. 論文の構成

本研究の構成について、以下にまとめておく。

第 1 章（本章）では、本研究における問題の提起と問いと仮説の設定、先行研究のまとめと研究視座の確立、本研究の意義や構成などの研究全体の枠組みについての言及を行った。

第 2 章では、ベトナムにおける農業改革の歴史を振り返り、本研究で扱う問題の背景を理解するための基礎的情報をまとめる。ベトナムに社会主義政権が誕生して以降、ベトナムの農業改革は歴史的に複雑な変遷を経験している。農業改革の歴史の把握は現在のベトナム農村を考える上での前提条件であり、また農業改革の一部である土地改革を語る上でも欠かすことができない。また、後半ではドイモイ以降の農業改革における成果に対する評価や現状のベトナム農業の課題をまとめると同時に、課題の一つでもある土地集積の問題が政策の中でどのように位置付けられているかを明らかにしたい。

第 3 章では、「土地使用权の集積が進まないのは、農村社会において均等性を重視する伝統的・文化的な価値規範が共有されているためではないか」という仮説について、その有効性を検証するために筆者がベトナムにて行ったフィールド調査についてまとめる。具体的にはベトナム北部の 3 村におけるインタビュー調査を行い、ドイモイ後の土地改革や農村社会、生活への影響などについて、非構造化インタビューを行った。インタビューにおける 5 つの要点を提示した上で、これらの要点に対する各村における回答をまとめる。最後に 3 村におけるインタビュー結果を整理し、第 4 章の考察につなげる。

第 4 章では、第 3 章のフィールド調査結果を踏まえて本研究の仮説に対する考察を述べる。同時に、結果から導き出される農民行動の理論や農業政策へのインプリケーションについても言及したい。

第2章 ベトナムにおける農業改革の歴史と課題

2.1. ドイモイ期以前の農業改革の歴史

ベトナムにおける農業改革は、歴史的な地域情勢・経済的状況の変化の中、社会主義政権の方針の変化にしたがって、複雑な紆余曲折を経験してきた。その歴史は、1980年以前の農業集団化の流れと、1980年以降のドイモイ政策に基づく市場経済を取り入れた農業政策の2つに大きく分けて考えることができる。本節では、前者の集団農業時代のベトナムの農業改革について概観する。

はじめに、ベトナムの地理的概況について紹介する。ベトナムは北方を中国、西方をラオスおよびカンボジア、東方および南方を南シナ海に囲まれた南北に細長い国である。一般にベトナムは図1のように、北東地域（東北部）、北西地域（西北部）、紅河デルタ地域、北部沿海地域（北中部）、南部沿海地域（沿海南中部）、中部高原地域、南東地域、メコンデルタ地域の8つの地域に区分されることが多く、本研究でもこの区分にならって表記する。

ベトナムは伝統的に稲作が盛んな農業国であり、特に紅河デルタ地域やメコンデルタ地域が穀倉地帯として認知されている。一方で、中国、ラオスおよびカンボジアとの国境近辺は山岳地域である。特に北東地域、北西地域、中部高原地域は山岳地域として知られており、これらの地域には少数民族が多く居住している。また、北部沿海地域と南部沿海地域の境界線、ダナン市の北にはハイヴァン峠と呼ばれる峠があり、日本のODAによって2005年にトンネルが開通する前は南北間交通の難所であった。このため、ベトナム戦争時を含めこの峠がベトナムの南北の境界であり、文化や言語が大きく異なる。また、ハイヴァン峠は気候上の境界にもなっており、北部は温帯に属し四季がある一方、赤道に近い南部は熱帯に属する。このような気候の違いは、北部では二期作が主流なのに対し南部では三期作を行うことが可能である、というように農業のあり方にも影響を与えている。

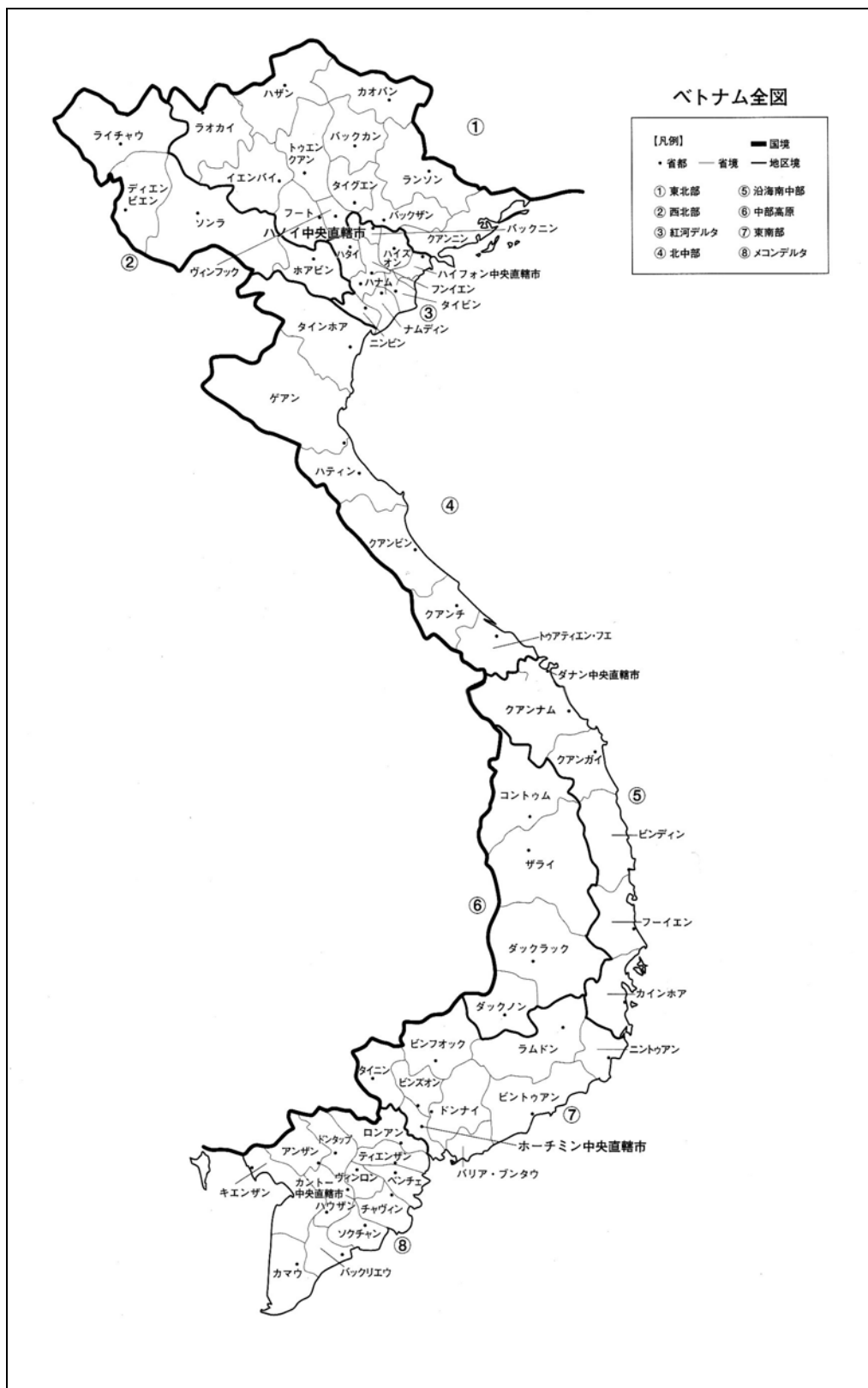


図 1：ベトナム全図

(出典：今井、岩井 [2004, pp. 14-15] に一部筆者加筆)

1945 年、日本の連合国に対する無条件降伏直後に誕生したベトナム民主共和国は、1975 年の南北ベトナムの統一までの間、北部ベトナムにおける土地改革および農業の集団化を段階的に進めてきた。

最初の大きな転機は 1953 年に国会を通過した土地改革法と、1954 年から 1957 年にかけて行われた土地改革である。しかし、実際にはその準備段階として、小作料引き下げ大衆動員に代表される一連の政策が行われていた [村野 1976, p. 73]。その重要な点として、この取り組みが「大衆動員」という階級闘争の形で行われたことであり、具体的には工作員による思想教育などが農村で行われた。この「大衆動員」は土地改革を円滑に進めるための地盤作りともなっており、一方で 1953 年から 54 年にかけてのディエン・ビエン・フーの戦いにおける貢献も多大であったとされている。土地改革はこの流れの中で、「耕作者に土地を」のスローガンのもとに行われた。

村野 [1976, p. 81] は、土地改革法の第 26 条に土地分配の 4 原則が記載されていることもあわせて紹介している。その 4 つの原則とは、「(イ) 各世帯の土地必要度に応じた分配、(ロ) 土地の現実の所有者・質・場所を考慮した分割、(ハ) 世帯因数に比例した分配、(ニ) 村単位の分配」であり、あわせて「当該村の住民 1 人当りの平均所有面積および土地の平均収量を分配の直接の基準とする」と記載がある。この原則は、次節にて述べるドイモイ期の土地再分配の原則とほぼ共通しているといえる。この土地改革は農業生産の増大をもたらした、ベトナム農家にとっての「ゴールデン・エイジ」 [Pham et al. 2001, p. 83] であった²¹とされている。

農業集団化の流れは、土地改革に続いて 1950 年代末に始まった²²。農業の集団化は、実際には農業生産合作社の設置によってもたらされた。農業生産合作社による集団農業は、「耕地と水牛など主要な耕作手段を合作社の集団所有とし、農民は、生産隊というグループに編成されて、工場労働者と同じように、この集団化された耕地で農作業に従事し、どれほど働いたかを示す労働点数の多寡に応じて収穫の分配を受けた」 [古田 1996, p. 37]。合作社には、その前段階である互助組のような小規模な組織からはじまり、初級合作社を経て上級合作社へと規模を拡大することが望ましいとされた [宮沢 2000, p. 271]。初級合作社は、農民のグループ内で土地や家畜を共同利用し、土地や家畜による貢献度によって収穫を配分する、というシステムを持っていた。これに対し、上級合作社は、耕地、家畜、農耕器具などの共同所有を前提とし、一方で貢献度による配分が廃止され、労働点数のみに応じた収穫の分配が行われることになった。なお、この際に全体の面積の 5%にあたる土地は「自留地」と呼ばれ、暮らしを補助する目的で各農家に残された。

²¹ Pham et al. [2001, p. 83] によれば、1955 年から 1959 年までの農業生産増加率は 11.2% であった。

²² 農業の合作社化は地域ごとに行われたため、合作社の設立時期は地域ごとにさまざまである。参考までに、1959 年末から 1960 年末までに 240 万農家（全農家数の 85%）が初級合作社に加入した、あるいは 90%の農家が 1965 年までに合作社に加入し、うち 72.1%が高級合作社であったというデータを紹介しておく [Pham et al. 2001, p. 84-85]。

北部ベトナム農村での合作社設置による農業集団化は急速に進められたが、土地改革とは異なり、農業生産が増加することはなかった。収穫が直接自分のものにならないために農民の労働意欲は失われ、一方で工業化促進のために収穫のうち相当量が国家によって安価に引き取られた。文献によって異なるが、農家の家計の40%から70%を占めていたのは、5%の「自留地」から得られた収穫であったという²³。

このような状況にもかかわらず、合作社化が積極的に推進され、農民の側からも大きな反発なしに受け入れられたのは、当時の北部ベトナムがアメリカ軍の北爆にさらされた戦時下であり、政府の無理な注文にも正当性があったためである。また、政府側にとって合作社は青年兵士の動員システムも機能していた。北部ベトナムにおける農業生産合作社は、経済ではなく政治的な理由によって普及したのである。

1975年のサイゴン陥落と南北ベトナムの統一、ベトナム社会主義共和国の成立以降、農業生産合作社をめぐる状況は変化する。政府は南ベトナムの集団農業化に取り組みはじめたが、戦時下という政治的な理由付けが失われたことによって、北部ベトナムでさえ集団農業は成り立たなくなっていく。

2.2. ドイモイ期以降の市場経済化導入による農業改革の特徴

1980年頃には農業集団化が失敗に終わったことは共産党にも明らかになっていた。このような中で生まれたのが、「生産請負制」と呼ばれる農業の家族経営化の流れであり、ドイモイ期の農業改革はこの流れの延長線上にあると考えられる。

「生産請負制」とは、具体的には「合作社の集団耕地をふたたび個々の農家に割り当て、そこでの一定の生産を請け負わせ、請負契約を超えた分はまるまる農家の収入とする方法」である〔古田 1996, pp. 41〕。ドイモイ以前の「労働請負制」は、合作社の指示によって労働を行い、労働に応じた労働点数によって収穫の分配を受ける、というシステムであった。そのため、生産に対する責任がない一方で、生産向上のための努力や工夫をしても収入が増えるわけではなかった。しかし「生産請負制」では、農民が請け負うのは労働ではなく一定の収穫というアウトプットであり、努力の見返りとしての収穫増は直接自分の収入となる。「生産請負制」は農民の労働意欲を喚起し、農業生産の向上に寄与する結果となったのである。

「生産請負制」がはじめて政府によって公に打ち出されたのは、1981年の「共産党書記局100号指示」²⁴によってである。しかし、実際には一部地方の合作社における独自の取り組みとして、「生産請負制」は早くには1960年代末から取り入れられていた〔古田 1996, pp. 45-46〕。このような地方における独自の取り組みが中央集権的な社会主義政権にとって当初

²³ 古田〔1996, pp. 38-39〕では40~50%と書かれているが、宮沢〔2000, p. 272〕では50%、Pham et al.〔2001, p. 87〕では60%~70%とされている。

²⁴ 以下、100号指示。

イデオロギー上忌避されたことは想像に難くないが、戦後の経済低迷期を経て、政府として農業生産を刺激する政策を取らざるをえなくなったと考えられる。100号指示では合作社よりも小規模な生産隊とよばれるグループ単位の生産請負が導入され、グループの生産高が請け負った生産高を上回ればグループ内で余剰を分配することができた。一方で、作物の選択など経営に近いレベルで合作社による集団経営的な要素は残され、また土地の所有者は国家のままとされ、農民には5年間の使用権が割り当てられるのみだったものの、農民のモチベーションを刺激し、初期には農業生産を増大させることに成功した。しかし、100号指示は「合作社の管理委員会が農民の収穫実績をみて毎年の年間納入量を決定したため、農民の生産意欲が減退したこと、農民の土地に対する長期的使用ができなかったことで土壌改良など土地生産性向上努力を欠如させたこと、農産物や投入財に関する価格決定が農民に不利であった」〔トラン 1996, p. 50〕〔渡辺 2003, p. 251〕ため、次第に農業生産が停滞する結果となり、10号決議によるさらなる改革が必要とされることになった。

1986年の第六回共産党大会にてドイモイが開始された。ドイモイはベトナム語で「刷新」を意味する言葉であり、現在に至るまで断続的に行われている一連の政策群である。ドイモイ政策を推進したエコノミストであるグエン・スアン・オアイン〔1995, p. 2〕によれば、当時のベトナムは「国家の各種資源のひどく誤った配分、および、労働者のモチベーションのはなはだしい軽視」が基本的な特徴であり、「コスト感覚に乏しい重工業志向政策」という「誤った方向づけ」をもっていたとし、ドイモイ政策の特徴を以下のように説明している。

ドイモイ政策は、単に生産性の低い部門から生産性の高い部門へと、効率性に従って資源が自由に流れるようにすることである。ドイモイ政策はまた、優秀な労働者に対して、必要とされる多くの物質的インセンティブを与える道を認めることでもある。

(グエン [1995, p. 3] より引用)

以上の引用からドイモイ政策を整理すれば、社会主義的計画・統制経済に対する反省から、市場経済を志向する政策群である、と位置づけられる。

重工業重視だったドイモイ以前とは異なり、ドイモイ初期においては農業・軽工業の発展が重工業化の前提として重要視され、軽工業の原材料ともなる農業発展は最優先とされた〔トラン 1996, p. 31〕。その実現のため、100号指示の発展型として導入されたのが、1988年の「共産党政治局10号決議」²⁵である。

10号決議では、農業の家族経営化が確立された。具体的には、「生産請負制」の単位が生産隊ではなく個別農家となり、合作社の役割が水利・灌漑管理などのバックサポートに縮

²⁵ 以下、10号指示。

小されたために、個別農家がより創意工夫を生かして農業生産増加に励むことができるようになった。10号決議は農民の生産意欲を大いに刺激し、農業生産高は急増した。また、収穫に占める農家の取り分も40%から50%に増加し、自由市場での販売が許可された〔トラン 1996, p. 51〕ため、農民の生活が大きく改善された。10号決議が打ち出された1988年以前は食糧不足の状態が続いていたが、1989年には農産物の輸出が再開されるまでに回復したのである。なお、土地の所有権自体が国家に属することについては、その後も含めて現在まで変更はない。

1993年には改正土地法が制定された。この土地法では、土地使用权が20年間保障されるとともに土地使用权証明書を配布し、さらに土地使用权の譲渡、交換、賃貸、相続、質入という5つの自由が認められた。

なお、一部地域では100号指示以前から生産請負制を導入していた、という事実からも読み取ることができるように、ベトナムにおける地方政策の実施には地域差が存在する。「王の法もムラの垣根まで」ということわざに象徴されるように、例えば100号指示や10号決議の村落共同体における実施についても、その時期や具体的手段などに差異が存在する可能性がある。

さて、100号指示や10号決議による耕地使用权の分配は、実際にはどのように進められたのであろうか。先に述べたように地域差はあるものの、岩井〔1996, p. 88〕および竹内〔2004, p. 179〕によれば、土地は家族成員数に比例して均等な面積になるように分配された。さらに、土地の質は同一村落内でも地域によって異なるが、土地の質が異なるそれぞれの地域から土地片を組み合わせて1家族に割り当てることによって、家族成員数に比例して面積だけでなく収量も均等になるように分配された。このような分配方法は、先に述べた1953年の土地改革法における土地分配方法と、小作として土地を持っていたかいないか、という点を除いて酷似している。その結果として、1農家に割り当てられたのは複数の分散した土地片だった。さらに特徴的な点として、死亡や出産などによって家族成員数は頻繁に変動するため、地域によっては数年ごとに家族成員数の増減を加味して土地使用权の再分配が行われた。

このような土地使用权の再分配の二次的な影響として、Pham et al.〔2001, pp. 113-114〕は農村の人口が増加したことを指摘している。土地使用权は家族成員数に応じて分配されるため、家族成員数を可能な限り多くすることによって、土地使用权の分配面積を大きくすることができる。そのため、「農村部の若者は早婚して独立し、早期に子どもをもつようになった」という。この事実は本来想定されていなかった二次的影響であるという点で興味深いだけでなく、農民が経済合理的に行動することを示す事例として位置づけることが可能である。

次に、土地分散の具体例を紹介する。岩井〔1996, pp. 88-98〕はハバック省²⁶ティエンソ

²⁶ 1996年の省分割により、現在はバクニン省。

ン県ドンクアン社²⁷チャンリエット村合作社において1992年6月30日に行われた土地使用権分配²⁸について、詳細に説明している。土地使用権分配の基本原則は上述のとおりであったが、その結果として世帯あたりの平均地片数は5筆、地変数の最頻値は7筆で23.7%になり、小規模の土地が分散した労働効率の悪い状態になった。

1993年の土地法による土地の流動化の促進は、土地使用権の売買などによって分散した土地を集積させるための方策であると考えられる。しかし、実際には北部農村における耕地使用権の集積は「中高原、南部地域と比べて大幅に遅れている」[竹内 2003, p. 129]といわれている。なぜ北部ベトナムでは土地使用権の集積が進まないのか、という点が、繰り返しになるが第1章でも述べたとおり本研究の問いである。

2.3. 農業改革に対する評価と課題

ドイモイ期の農業改革は、ベトナムの農業生産を大きく増大させた。図2は1975年から2006年まで²⁹の米の生産高における推移を示したものである。

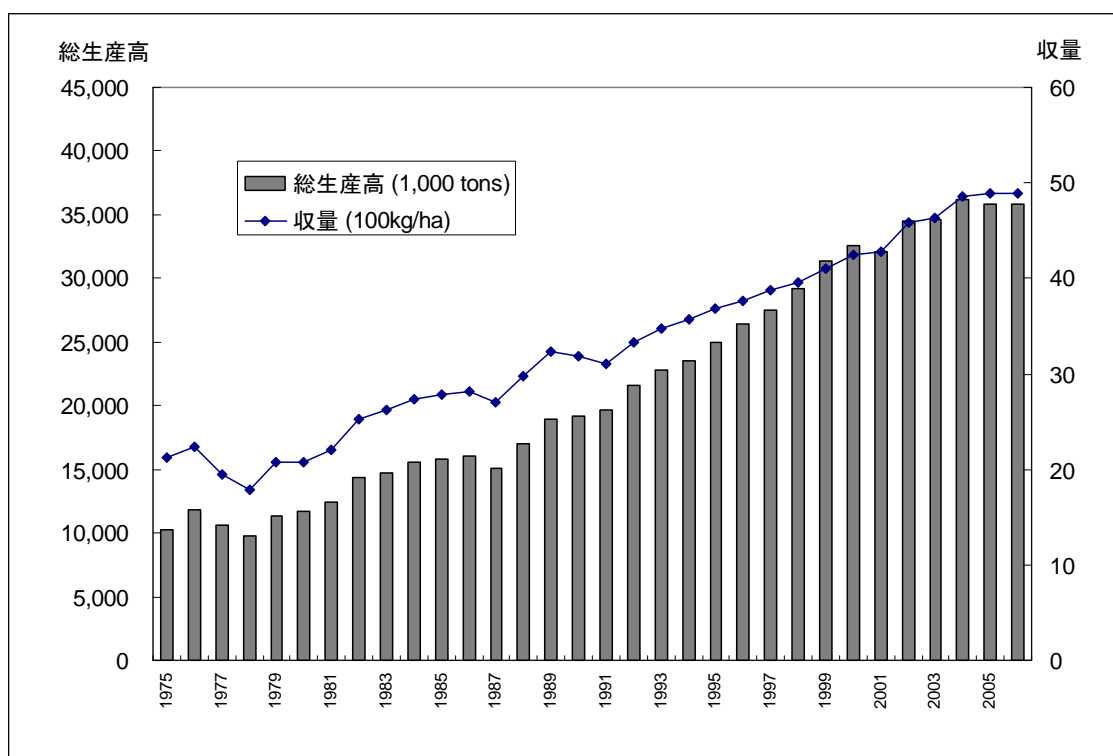


図2：米の生産高推移

(出典：GSO [2000, p. 93] および GSO [undated] より筆者作成)

²⁷ 「社」はベトナムにおける行政村である。

²⁸ 同村では最後の土地使用権分配だったとのことである。

²⁹ ただし、2006年の生産高は参考値である。

図 2 によれば、1980 年までは停滞状態にあった米の生産高は、1981 年の 100 号指示を契機として上昇に転じている。1987 年には不作により生産高が低下したものの、1988 年の 10 号決議以後は再度上昇に転じ、その後も順調に生産高は増加している。ドイモイ開始当時食糧生産の自給達成が最大の課題であったベトナムは 1989 年には早速食糧自給を達成し、輸出国へと転換した [村野 1996, p. 67]。米の生産高は 2004 年頃まで継続して増加している。トラン [1996, p. 53] は農業生産の回復を「画期的成果」とし、原 [1999, p. 85] もドイモイにおける「農業面でのこのような移行政策は、現在まで大きな成功をおさめたといつてよい」と評価している。

また、10 号決議は土地の長期的使用权、継承・譲渡権を農民に与えたため、結果として新しい開墾地をも生み出した [渡辺 2003, p. 252]。表 2 によれば、1995 年から 2006 年にかけて、ベトナムの稲作用土地面積は約 732 万ヘクタールから 836 万ヘクタールに増加している³⁰。なお、表 2 を地域別に見ると紅河デルタ地域のみ大きく減少傾向にあることがわかる。このことは、紅河デルタ地域にて未使用の余った土地がほぼないことを示していると考えられる。

表 2：稲作用土地面積推移（単位：1,000 ha）

年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
全国	7322.4	7619	7762.6	8012.4	8345.4	8399.1	8224.7	8322.5	8366.7	8437.8	8383.4	8357.7
紅河デルタ地域	1288.4	1284.1	1311.1	1308	1305.8	1306.1	1270.9	1266.6	1264.1	1245.6	1220.9	1203.2
北東地域	669.3	674.3	698.8	705.3	711.2	734.7	743.3	753.1	772	774.2	778.2	772
北西地域	201.6	203.4	209.9	212.4	224.9	241	248.7	262.7	269	289.2	309	312.7
北部沿海地域	746.2	756.4	772.3	756.6	771.3	788.1	788.6	794.7	805.3	826.6	824.2	832.2
南部沿海地域	441.9	454.7	452	446.3	459	451	446.3	434.7	445.7	440.1	411.6	435.2
中部高原地域	221.9	213.1	239.5	234.2	239.9	263.6	283.9	335.8	377.9	407.1	428.8	432.4
南東地域	542.3	569.7	580.7	571.9	630.4	649.7	628.1	613.6	613.9	606.8	549.5	560.7
メコンデルタ地域	3210.8	3463.3	3498.3	3777.7	4002.9	3964.9	3814.9	3861.3	3818.8	3848.2	3861.2	3809.3

出典：GSO [undated] より筆者作成

一方で、ドイモイ開始から十数年が過ぎ、ベトナムでは都市部と農村部における所得や

³⁰ 年代別に見た場合、ピークとなる時期は 2000 年および 2004 年の 2 つ存在する。前者はメコンデルタおよび南東地域の面積が最大だった時期と一致する。これらの地域では 2000 年以降、他作物への転作や工業地帯化などによって面積が減少したと考えられる。後者の 2004 年のピークは北東・北西部や沿海地域、中部高原など山岳地帯を持つ地域における面積の伸びに支えられており、これらの地域では開墾がまだ進む余地があることを示している。

生活の質の格差が問題となっている。その背景にあると考えられるのが、他セクターと比較した農業セクターの成長率の低さである。例えば、1990年から2006年までの期間におけるベトナムのGDP年平均成長率が約7.45%であるのに対し、農林水産セクターの年平均成長率は約3.89%に過ぎず、大都市圏を中心に年10.42%の高成長を続ける工業セクターとの差は開く一方である³¹。ドイモイ期の農業改革は、食糧自給の達成と農民の生活の質の向上という点で確かに成果を挙げたが、一方で他セクターとのギャップは広がり続けていたの

である。
ベトナム政府の長期計画である社会経済開発10ヵ年戦略 [MPI 2001a]、社会経済開発5ヵ年計画 [2006]、農業・農村開発5ヵ年計画 [MARD 2000] における農業セクターの現状打開の方策は、主に以下の3点にまとめられる。

1点目として、農産物の多様化が挙げられる。ベトナムでは全農業用地の62.49%が稲作に使用されている³²が、この現状は国内・海外における需要と合致するものではない。地域の自然条件を踏まえた上で、野菜、豆類、工業作物、フルーツ、畜産、酪農、養殖、林業など、市場の需要に沿った農業の多様化が達成されることで農業生産の効率化を図ることが可能である。

2点目は、農村部における工業・サービス業セクターの発展と労働構造の転換である。ベトナム政府は農業国家から工業化への転換を明確に志向³³しており、地方でも工業・サービス業の活性化を図り雇用を創出することで農業労働者を吸収し、2010年までに農業セクターの労働人口を50%以下にすることが具体的に目標とされている。

3点目は、1人あたり土地面積の増加³⁴であり、2点目の労働構造の転換とは表裏一体の内容である。限られた土地で相対的に生産性の低い農業に多人数が従事している現状では農家の所得向上は難しいことは明らかであり、雇用創出によって農業人口を減らすことで一農家あたりの土地を増やし、生産性を向上させるとともに所得を向上させることが意図されている。また、以前は一農家あたりが所有可能な土地使用権の面積には制限が設けられていたが、現在はこのような制限を撤廃して流動化が図られている³⁵ [MPI 2006, p. 77]。

土地面積の増加は、本研究の主たる分析対象である土地集積の有無に直結する問題であるため、説明を補足する。ドイモイ期における農業生産増大を支えた個別農家単位の生産請負制は、一方で農家一戸あたりの土地面積の零細化と土地片の分散をもたらした。特に1993年の土地法改正以前は土地の移転が認められていなかったため、土地の利用は非効率的であった。1993年の土地法改正は事実上の土地私有化をもたらし、土地流動化の契機と

³¹ GDP および各セクターの年平均成長率はGSO [undated] より算出。

³² GSO [undated] の2006年データより算出。

³³ MPI [2006, p. 1] によれば、2010年におけるGDPに占める各セクターの比率は、農業15~16%、工業43~44%、サービス業40~41%とされている。なお、GSO [undated] による2006年の比率は、農業20.36%、工業41.56%、サービス業38.08%である。

³⁴ MPI [2001a, p. 10]。

³⁵ ただし、適切な税金が課せられる [MPI 2006, p. 77]。

なつたとされる [村野 1996, pp. 55-56] が、北部において土地の交換・集中・集積は進行していないと言われている [竹内 2004, p. 179]。

表 3 はベトナムの各地域における保有土地面積ごとの農家戸数の分布をまとめたものである。この表によれば、紅河デルタ地域では実に 95.8% もの農家が 0.5ha 以下の土地面積しか保有しておらず、1ha 以上の土地を保有している農家は 0.27% しかいない。一方で、メコンデルタ地域では 53.9% の農家が 0.5ha 以上の土地を保有しており、1ha 以上の土地を保有している農家でも 29.32% という結果が出ている。また、紅河デルタ地域では土地なし農家はほとんどいない (0.33%) が、南東地域およびメコンデルタ地域では 13% 前後の農家が土地なし農家である。

表 3：保有土地面積による農家戸数分布

	農家 総戸数	土地なし	0.2ha 以下	0.2~0.5ha 以下	0.5~1ha 以下	1~2ha 以下	2~3ha 以下	3~5ha 以下	5~10ha 以下	10ha 以上
全国	10,689,753戸	4.16%	25.15%	39.19%	16.42%	9.90%	3.16%	1.57%	0.40%	0.05%
紅河デルタ	2,758,062戸	0.33%	46.77%	49.03%	3.60%	0.21%	0.03%	0.02%	0.01%	0.00%
北東地域	1,455,774戸	0.36%	24.47%	45.69%	20.76%	7.08%	1.12%	0.43%	0.08%	0.01%
北西地域	362,633戸	0.56%	14.30%	31.03%	21.19%	20.59%	7.70%	3.83%	0.78%	0.03%
北部沿海地域	1,576,173戸	0.41%	26.44%	54.00%	14.85%	3.15%	0.71%	0.35%	0.08%	0.01%
南部沿海地域	853,919戸	1.28%	29.47%	46.06%	15.75%	5.03%	1.42%	0.73%	0.23%	0.03%
中部高原地域	693,796戸	1.91%	6.40%	19.18%	28.64%	29.46%	8.97%	4.29%	1.01%	0.14%
南東地域	824,081戸	12.50%	10.56%	20.47%	21.48%	20.47%	7.77%	4.79%	1.65%	0.31%
メコンデルタ	2,165,315戸	13.61%	8.80%	23.69%	24.58%	18.88%	6.63%	3.06%	0.68%	0.07%

出典：GSO [2003] より筆者作成

この表によれば、紅河デルタ地域を典型として北部ベトナムでは農家ごとの保有土地面積が比較的均等であり、土地の集積が進んでいないことがわかる。一方で、南東地域やメコンデルタ地域では土地の集積が進んでおり、北部ベトナムと比べて相対的に農家ごとの保有土地面積は大きく、不均等である。また、土地なし農家の多さから、南部では大規模農場で働く土地なし農業労働者が多いことが示唆される。

従って、地方農村における工業およびサービス業における雇用創出と労働構造の転換、1人あたり土地面積の増加というベトナム農業改革の方向性は、紅河デルタ地域をはじめとする北部ベトナム農村において、より大きな影響があると考えられる。第 1 章でも述べたような「均等主義」が存在するとすれば、そのような文化は過去の「公田制」と同様にインフォーマルなセーフティ・ネットとして機能していると考えられる。竹内 [2004, p. 201] は農村の市場経済化には長い期間を要することを指摘し、「各農家世帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完」のために「均等主義」を

廃止せずにむしろ積極的に活用するべきではないか、と述べている。順調に工業・サービス業セクターに労働人口が吸収されれば問題は少ないかもしれないが、メコンデルタにおいて見られるように大規模土地所有者と土地なし農民への分断につながる可能性もある。紅河デルタの人口過密と零細農家の状況を考えれば、近年は発生していないとはいえ大雨・洪水などの自然災害に対する脆弱性が高いことは明らかであり、紅河デルタ地域における「均等主義」の重要性はまだ失われていないと考えられるのである。

第3章 土地使用权分配の実際と農民の意識——北部村落におけるフィールド調査

3.1. フィールド調査の概要

ベトナム北部村落におけるドイモイ期の農業改革・土地改革の影響を明らかにし、「ベトナム北部・紅河デルタ地域において土地使用权の集積が進んでいないのはなぜか」という問いに答えるためのデータ取得することを目的として、筆者は独自にベトナム北部 3 地域におけるインタビュー調査を行った。第 1 章における説明からも明らかなように、この問いに対して見通しを提示するためには、文化・慣習や人々の認識に関する定性的データの検討によるミクロな視点での分析が不可欠である。さらに言えば、そもそも土地集積は本当に起こっていないのか、なぜ土地集積は起こらないのか、労働交換などの相互扶助慣行やモラル・エコノミーは残っているのか、などの疑問に答えるとともに、それらの疑問をより深め、何が問題で何が問題ではないのかを明らかにすることが必要であろう。

今回のフィールド調査は、あらかじめ質問紙などを用意しない非構造化インタビュー形式によって行った。非構造化インタビューは、「質問の内容も順番も相手次第によって柔軟に変わる」[佐藤 2002a, p. 222] という特徴があり、さらに得られる情報の広がりや深さという点でも構造化インタビューに対して優位性がある。そのため、今回の調査のように筆者の提起した問いと仮説についてある程度見通しをつけるとともに、それをさらに深めることを目的とした場合に非常に有効な方法だと考えられる。

一方で、構造化インタビューを採用しないということは、仮説の厳密な意味での検証可能性という点では弱さが残るということをも意味する。しかし、筆者が既に提示した問題関心はもとより、ベトナムにおいて今回のような質的方法に基づく調査はほとんど行われていないことから、現段階ではより深く農民および農村が抱えている意識を掘り下げることが重要だと判断した。

以上の目的に基づき、ベトナム北部の 3 つの村落を調査対象地として選定した。それぞれの村落名は以下のとおりである。それぞれの村の位置については、図 3 を参照されたい。

- ・ ハノイ市ソクソン県フーリン社³⁶
- ・ ホアビン省ラクトゥイ県ドンタム社³⁷
- ・ タイビン省キエンズオン県ビンディン社³⁸

³⁶ Xã Phù Linh, Huyện Sóc Sơn, Thành Phố Hà Nội

³⁷ Xã Đồng Tâm, Huyện Lạc Thủy, Tỉnh Hoà Bình

³⁸ Xã Bình Định, Huyện Kiến Xương, Tỉnh Thái Bình

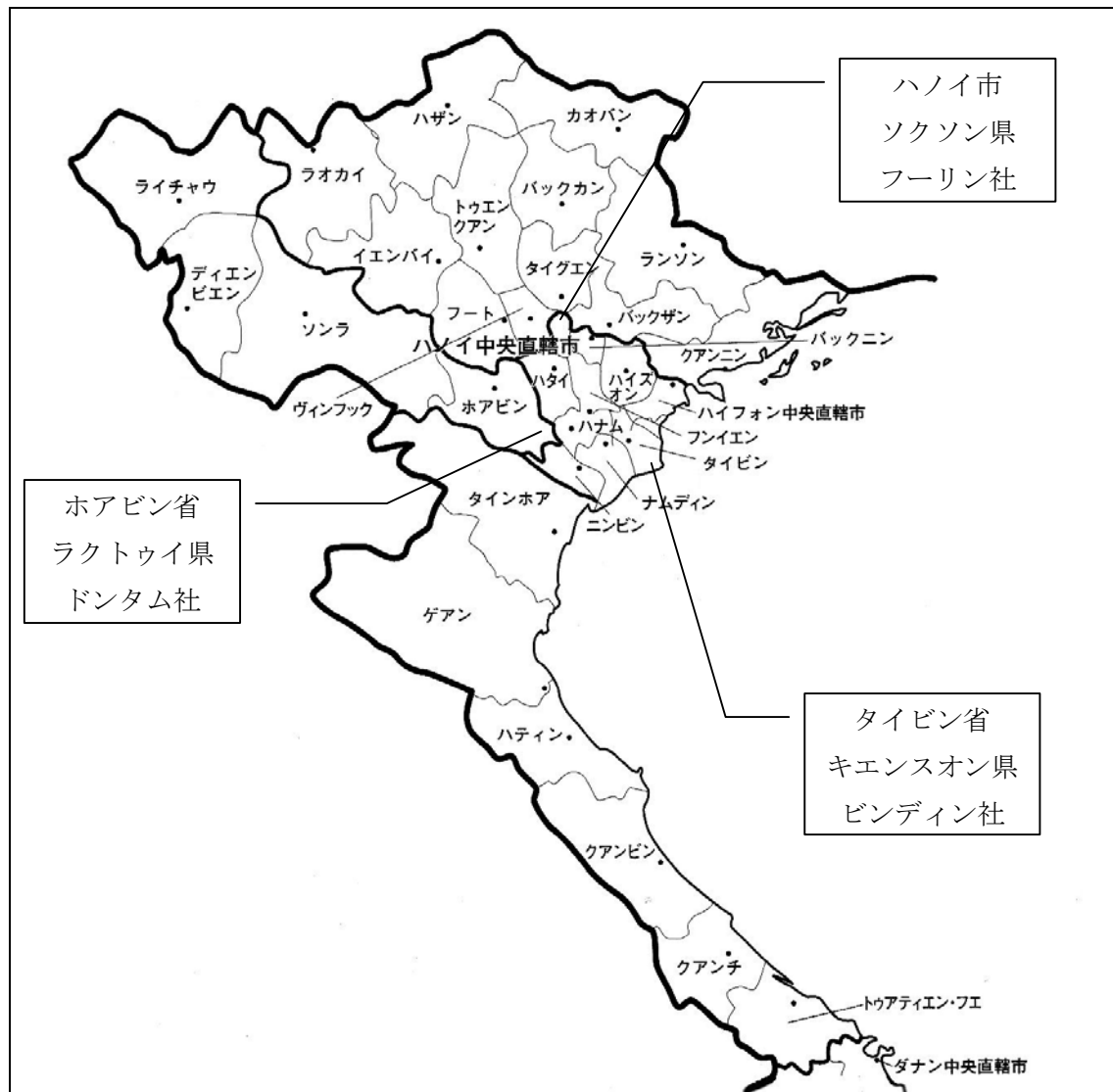


図 3：フィールド調査対象地

(出典：今井、岩井 [2004, pp. 14-15] に一部筆者加筆)

なお、このうちフーリン社におけるインタビュー調査は2007年6月に事前調査に近い位置づけで実施したもののだが、結果として有益なデータが得られていると考えられるため、本研究では他の村落のデータと同様に用いることにする。また、ドンタム社およびビンディン社における調査は2007年8月に実施した。

さて、このようなフィールド調査を行う上で、調査対象地をどのように選択するかが重要となってくることは言うまでもない。本調査では、以下の3点に基づいて調査地の選定を行った。

1点目は、調査対象地の多様性である。今回の調査は北部ベトナムを対象としているが、北部ベトナムにも第1章で詳細に紹介した紅河デルタ地域以外に、北部の中国国境および西部のラオス国境に近い丘陵・山岳地域が存在する。また、首都ハノイ市および港湾都市ハイフォン市のような大都市に近い地域では商業・工業が盛んであり、これらの都市から遠く離れた農村地域とは、当然ながら様相が異なると考えられる。このような理由から、調査対象としては、それぞれ異なる特徴を持つ村落を選択した。例えば、フーリン社は紅河デルタと呼ばれる地域の中では比較的上流に位置³⁹する農村地域であるが、首都ハノイ市に属し、ハノイの中心部まで40km程度しか離れておらず、農業以外のセクターへのアクセスが比較的容易な地域である。また、ドンタム社は紅河デルタではなく北西部山岳地域の一部であるホアビン省に位置する。ホアビン省の中では最も東端の紅河デルタに近い地域に位置するため、ドンタム社自体を山岳地域と呼ぶことは適切ではないが、土地には明らかに起伏が存在し、丘陵地や林業地が存在する。一方、ビンディン社は紅河デルタの最下流に位置する典型的な村であり、見渡す限り水田が続くような地域である。これら3村落を調査対象地とすることで、紅河デルタの特徴を明らかにするだけでなく、紅河デルタにおける村落とそれ以外の村落との差異をも明らかにすることができるはずである。

2点目は筆者にとってのアクセス性である。ドイモイの影響で移動の自由が高まると同時に情報公開が進み、外国人在住者も増加したとはいえ、ベトナムは社会主義国である。ベトナムで社会調査を行うためには、訪問先のカウンターパートからの許可と調査中の帯同が必要となる上、訪問先の地方自治体との関係が存在しない場合には、何らかの仲介によるサポートを得た上で、省庁経由で申請を行う必要がある。

幸運なことに、筆者は現地協力者の仲介を経て、調査対象3村落に対する良好なアクセスを確保することができた。まず、先行して訪問したフーリン社については、筆者個人の知人が同村の農民であり、同村の合作社にて生産隊長⁴⁰を務めていた人物の紹介を受けること

³⁹ 但し、紅河は中国・雲南省から流入する長大な河であり、その全体から見ればフーリン社はかなり下流に位置する。

⁴⁰ 生産隊長は1981年の100号指示以降における生産隊単位の「生産請負制」において、生産隊の取りまとめを行った人物である。また、1988年の土地使用権分配においても、分配ルール決定のための会合の取りまとめを担うなど、地域の農民のリーダー的存在である。ただし、生産隊長自身の立場は合作社ではなく地域の農民の1人であり、その発言は農民を代表してのものと受け取ることができる。

ができた。また、ドンタム社およびビンディン社へのアクセスについては、2006年8月から9月にかけて筆者がインターンを経験した経緯により、独立行政法人国際協力機構⁴¹ベトナム事務所の協力を受けることができた。具体的には、ドンタム社およびビンディン社は、JICA 技術協力プロジェクトである「農民組織機能強化計画」⁴²のプロジェクト・サイト⁴³であり、JICA の紹介を受けて同プロジェクトのカウンターパートである農業農村開発省農業協同組合農村開発局に調査の依頼を行い、ドンタム社およびビンディン社の農業協同組合より調査受け入れを許可された。

3点目は、調査対象との間の信頼関係である。佐藤 [2002, p. 59] が説明しているように、フィールドワークにおいて価値ある情報を入手するためには、調査対象（インフォーマント）との信頼関係（ラポール）が重要である。例えば、フーリン社におけるインタビューでは仲介者である筆者の知人が帯同し、和やかな雰囲気の中で全面的協力を得ることができた。また、ドンタム社およびビンディン社でのインタビューにおける通訳担当者は、「農民組織機能強化計画」のプロジェクトのアシスタントであり、今回の調査以前より両村落には何度も訪問していたため、インフォーマントにとってはすでに顔見知りであった。

信頼関係は、もともと人類学的調査におけるような長期の調査において特に重要となる原則であり、今回筆者が実施したような短期の調査では信頼関係の有無による差は相対的に少ないかもしれない。それでもなお、今回の調査対象地として選定した3村落のように、適切な仲介者を経由してインフォーマントにアクセスすることによって、受け取ることができる情報の品質を高い水準に保つことが可能となるだろう。

3.2. インタビューにおける質問内容

先にも述べたように、今回行ったフィールド調査は非構造化インタビュー形式で行った。非構造化インタビュー形式では、筆者のリードによる会話のコントロールがある程度可能とはいえ、インタビューにおける質問内容はインフォーマントとの会話の展開にも依存し、また当初は想定していなかった質問が生まれることもまた頻繁に存在する。このため、筆者自身はサンプルの質問リストを事前に準備したものの、実際のインタビューにあたってより重要となるのは、インタビューの結果としてインフォーマントからどのようなキー・ポイントに関わる情報を引き出すか、という点である。

⁴¹ 以下、JICA と略記する。

⁴² プロジェクトの詳細については案件概要表 [JICA2007] を参照のこと。

⁴³ なお、ドンタム社およびビンディン社に加え、タイビン省ティエンハイ県アンニン社 (Xã An Ninh, Huyện Tiên Hải, Tỉnh Thái Bình) もプロジェクト・サイトであるが、アンニン社はビンディン社から 8km 程度の近隣に位置し、その特徴はかなり類似していると事前に予想が可能だったこと、および時間的な制約により、タイビン省における調査地はビンディン社のみを対象とすることにした。

今回のインタビューにおいてポイントとした点について、以下で順番に説明する。これらの点に対するインタビュー結果の考察によって、本研究の「問い」と「仮説」の検証と深化を試みたい。

なお、(1)～(3)は、「均等主義」や経済合理性の存在に関するインタビュー項目である。(4)は本研究の分析対象である土地所有権の集積の有無に関する項目である。(5)は「均等主義」のほかに農民の価値規範・互酬性と存在している価値規範や文化を浮かび上がらせるためのものである。

(1) 土地所有権分配の方法

第2章において説明したように、ドイモイ期のベトナムでは100号指示、10号決議、1993年土地法における3回の大きな農業改革が行われており、合作社が管理していた土地の所有権が農民に分配される結果となっている。土地所有権の分配方法、特にその均等性については、第2章で紹介した岩井[1996]に詳しく説明されている。しかし、「王の法もムラの垣根まで」といわれるベトナム北部農村では、中央政府の政策を農村において実際に実施する地方自治体の独自性が強く、土地の分配に関する細かなルールにおいても村落によって差があることが想定された。このため、まずはドイモイ期の農業改革について歴史的な変遷について確認を行いながら、その村落における土地分配のルールをまとめることにした。

土地所有権の分配方法について特に関心があったのは、単に分配が均等というだけでなく、土地所有権の再分配が定期的に行われるかどうか、という点である。再分配が行われているのであれば、「公田制」で行われていた土地割り替えが現代でも行われており、「均等主義」が存在することが裏付けられる。その他、土地の生産性や自宅・灌漑施設などからの距離の違いを鑑みながら、どのように均等性を確保しようとしているか、土地所有権を受け取ることができなかった人々はどのような人々か、という点についても確認を行った。

(2) 土地所有権分配によって不利益をこうむった人々の存在

土地所有権は均等性を念頭に分配されたが、本当にその分配が均等だったのか、という点については疑いの余地があるだろう。一般に公平かつ公正を追求した政策であっても、地域の環境や特質によって何らかの二次的な影響や作用が生まれている可能性は常に存在する。どのような人々が利益を得て、どのような人々が不利益をこうむったのかについて確認を行った。さらに、不公平感を持つ人々の存在による土地所有権に関する争議の有無などについても確認を行った。

もし土地所有権分配において不公平が存在したのであれば、それは村落内における相互扶助慣行に影響を及ぼすことが予想されるだけでなく、第1章で説明した均等主義やモラル・エコノミーの存在自体が揺るがされることになるため、非常に重要なポ

イントだと考えられる。

(3) 土地権利分配による人口増加

第2章で紹介したように、土地権利分配の二次的影響として人口の増加がもたらされたという報告が存在する [Pham et al. 2001, 113-114]。このような人口増加が存在したのであれば、その原因は土地権利が家族成員数に比例して繰り返し再分配されることにより、早期結婚や早期出産によって家族成員数を増やすことによってより多くの土地権利を受け取ろうとするインセンティブが存在することであると考えられる。言い換えれば、農民は土地権利の再分配ルールにおける利益を最大化するため、経済合理性に基づいて家族成員数を増やした、ということが出来る。つまり、このインタビュー項目は農民が経済合理性に基づいて行動するかについての項目である。

なお、一夫婦が出産する子どもの数が増えたかどうかはまた別の問題である、という点には注意が必要である。NCPFP [1993b, p. 6] によれば、「2015年に1家族あたりの子どもの数が平均2人になるように、家族はそれぞれ1人または2人の子どもの持つべきである」とされている⁴⁴。この家族計画に関する政策はあくまで人々の自発性を尊重して進められ、行政機関は避妊技術への無償アクセスの保障などによるサポートを行っていた [WHO 1995, p. 21-22]。しかし、岩井 [1996, p. 89] は第3子以降を出産した場合に分配される土地権利の面積を事実上の罰則として差し引く村の事例を紹介しており、このような罰則の存在次第では土地権利のために3人目以降の子どもの持つインセンティブが存在しないことは十分考えられる。

一方で、このような罰則が存在する村においても、より早く若年で結婚し、より早いタイミングで第1子、第2子を出産することでより多くの土地権利を得ようとする試みが行われ、その結果として人口増加につながった可能性は残されている。インタビューにおいては、以上のような様々な可能性を踏まえて聞き取りを行うことが重要だと考えた。

ドイモイまで約30年間にわたって社会主義経済下で従属的な立場に立たされていたベトナムの農民が、環境の変化の中で暗黙裡に存在したインセンティブに対してさえ敏感に反応し行動する合理性を持っていたことを改めて明らかにすることは、本論文の目的から考えても意義深いといえる。インタビューや、可能な場合には人口動態に関するデータの取得により、土地権利分配による人口増加の有無について明らかにした。

(4) 土地権利の集積

⁴⁴ この家族計画は現在でも進行中の製作である。最新の社会経済開発計画 [MPI 2006, p. 93] でも同様の記述が見られる。

本論文の「問い」と「仮説」に直接関わる質問として、インフォーマントの村落において土地所有権の集積が進んでいるかどうかを確認した。具体的には、インフォーマント自身が保持している土地の面積、その村落において最も多く土地を持っている農家や逆に最も土地が少ない農家についての質問を通して、土地所有権の分配後などのような土地のやりとり（交換、売買、譲渡など）があったのか、あるいはなかったのかを確認した。また、土地所有権の集積が進んでいないのであれば、それはなぜなのか、インタビューを通して明らかにした。

(5) 相互扶助慣行

一般にベトナム村落共同体は結束が強いとされる⁴⁵が、そのような文化の最も重要かつ明らかな形態が相互扶助慣行であろう。ベトナムは農業国家であり、農業は田植えや収穫のように特定の時期に大量の労働力が必要とされる産業である。さらに、地域的特長により気候の変化によるリスクが非常に大きく、人口過密地域である紅河デルタにおいては、相互扶助慣行の存在は不可欠なものであったことは想像に難くない。

しかし、社会主義に基づく集団農業経営は、合作社という組織から農民への労働指示を基本としており、相互扶助の基盤となるような家族経営農業とはまったく異なる経営形態である。集団農業経営においては、労働点数に応じて収穫の配分が決定されるため、農民の側には労働改善のためのインセンティブは発生しにくい。このため、集団農業経営においては農民の自発的意思に基づくような相互扶助が行われる余地は少なかったと考えられる。

さらに大きな転換点は、ドイモイによる市場経済の導入である。より早くより豊かになるために農村において競争が発生し、仲買人などによって利益が独占されるなど、相互扶助慣行に悪影響を及ぼすような状況が発生した可能性がある。

以上のように、集団農業経営からドイモイ後の市場経済の時代にかけて、ベトナム農村の相互扶助慣行には相当の影響があったことが予想された。インタビューでは、インフォーマントの村落において現在も相互扶助慣行が存在するか、どのような相互扶助が行われているか、集団農業経営や市場経済化による影響などについて確認を行った。

3.3. 地域別の調査結果

本節では、フーリン社、ドンナム社、ビンディン社におけるインタビュー調査について、その概要および結果をまとめる。調査結果については、特に前節にて提示した5つのポイントについて、インタビューの結果をまとめることにする。

⁴⁵ ベトナムの村落共同体の伝統の強さや「ムラ社会」性については、古田 [1996, p. 150] が「王の法もムラの垣根まで」に言及しながら説明している。

3.3.1 フーリン社

フーリン社は、中央直轄市かつ首都所在地であるハノイ市ソクソン県の村である。ソクソン県は、ハノイ中心部からおよそ 40km 北に位置する県であり、もともとハノイ市の北西に隣接するヴィンフック省に属していたが、ドイモイ後首都ハノイの拡大需要に対応してハノイ市に併合された。ハノイ市におけるフーリン社の位置については、図 4 を参照されたい。

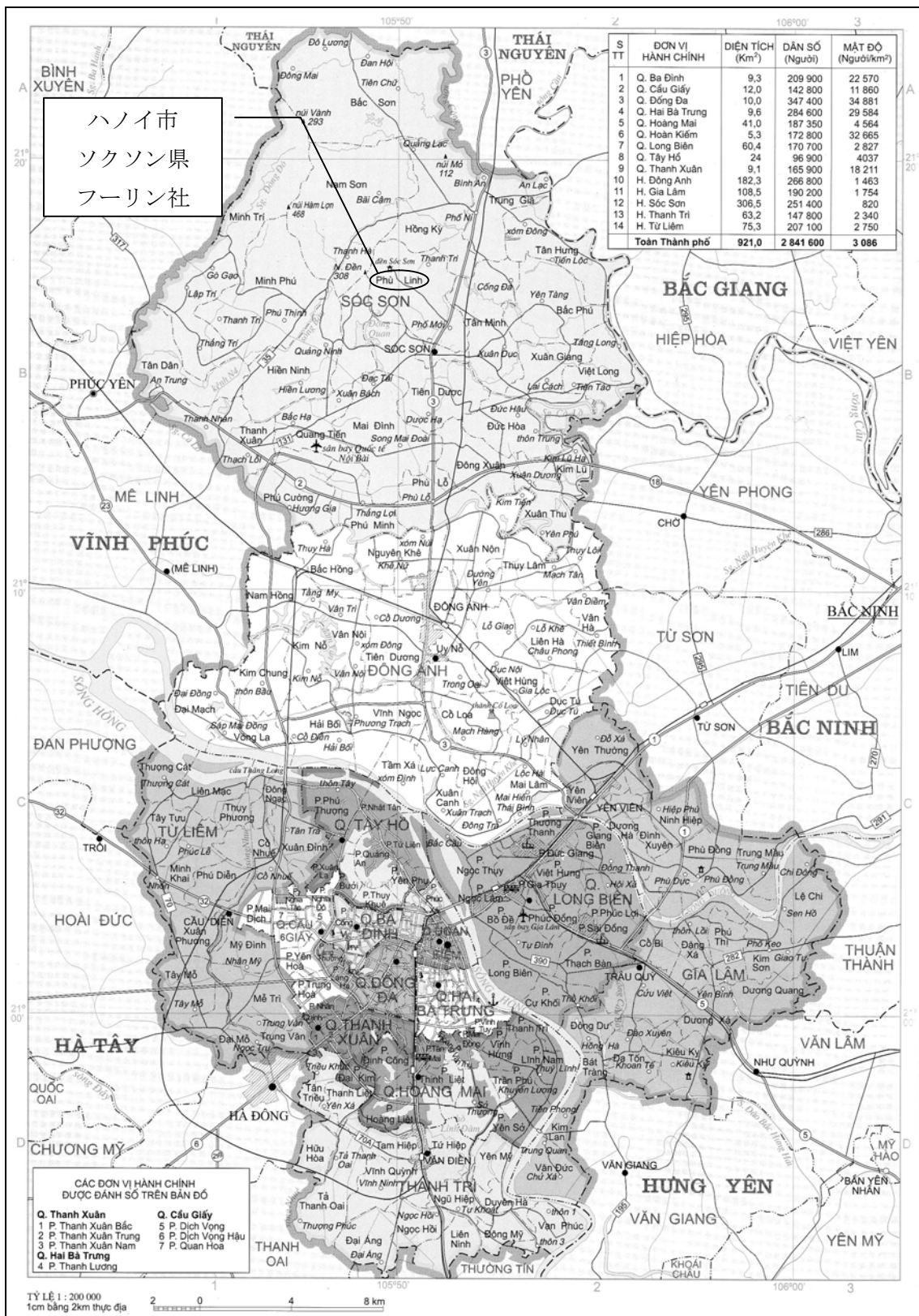


図 4 : ハノイ市地図
(出典 : NXB Bản Đồ [2005, p. 26] に一部筆者加筆)

ソクソン県の北部には標高は 300m 以下がほとんどなものいくつかの山があるため、なだらかな丘陵地帯が見られる。しかし、南部は全体的に平地であり、稲作が盛んな紅河デルタの農業地域の特徴を持っているといえる。これらの平地では稲作が一般的である。

一方で、ソクソン県は大都市ハノイへのアクセスが比較的良好⁴⁶であるため、工業地域化が進む地域でもある。ソクソン県内に存在するソクソン工業団地やノイバイ工業団地⁴⁷をはじめ近隣の地域にも工業団地は多く、当然ながらこれらの工場で働く労働者も増えている。さらに、首都ハノイの空の玄関であるノイバイ国際空港がソクソン県内に存在することもあり、ソクソン県の商業・工業化は継続して進んでいくものと考えられる。

今回の調査対象地であるフーリン社は、ハノイから北に中国国境近くまで伸びる国道 3 号線沿いに位置し、ソクソン県の中心街から北に 2km 程度という、ソクソン県の中でも商工業へのアクセスに恵まれた地域である。また、域内にソクソン寺⁴⁸という大きな寺があり、テト⁴⁹や祭りの時期には近隣の省からも多くの人が集まるため、一種の観光地として捉えることも可能であろう。以上のような地理的特性から、フーリン社における生計手段の多様性は他の農村地域に比べて高いと考えられる。

フーリン社におけるインタビュー調査は、2007 年 6 月 7 日（木曜日）の午前中に実施した。筆者の知人 A 氏を介して紹介を受けたフーリン社の元生産隊長の 1 人である B 氏をインタビュー回答者として、通訳を介し、半日程度の時間をかけて行った。はじめは A 氏宅にて A 氏同席のもと B 氏から 2 時間ほど話を聞いた後、B 氏の土地の一部を見学させてもらい、さらに B 氏宅に移動して 1 時間ほど質問を行った。

⁴⁶ ハノイ中心部までは自動車でも 1 時間程度である。バス利用の場合は乗り換えにより 7,000 ドン（約 50 円）ほどでアクセスすることができる上、かなり普及している自動二輪車のアクセスも可能である。

⁴⁷ 日本企業としては、ヤマハ発動機株式会社の二輪車工場がソクソン工業団地で稼働中であり、2008 年中にノイバイ工業団地内で第二工場が稼働開始予定である [ヤマハ発動機 2007]。

⁴⁸ Đền Sóc Sơn

⁴⁹ ベトナムにおける正月であり、日本の旧正月にあたる。



図 5：フーリン社の農村風景
(出典：筆者撮影)

なお、B氏は60歳前後の男性である。B氏の自宅は4階建てであり、全面が真新しく黄色で塗装されたヴィラ風の建築である。フーリン社の家屋は平屋かせいぜい2階建てがほとんどであり、外壁もコンクリートがむき出しの家が多く、道路に面した1面のみでも塗装されている家は比較的珍しい。自宅の納屋には2台の自動二輪車や自転車のほかに小型耕運機や木製の脱穀機など農耕機類などが並び、近隣の農家がこれらの農耕機を借りに訪れていた。また、所有する土地は約60 saos (2.16 ha)にも及ぶという。これは、農家総数の96%は0.2~0.5 ha以下の土地しか保有していないという紅河デルタ地域の農村の状況を考えれば大地主である。以上のような情報を鑑みれば、B氏は農家としては非常に裕福かつ地域の名士のような存在だといえるだろう。

(1) 土地所有権分配の方法

フーリン社では、1985年にはじめて土地所有権の分配が行われ、1991年に見直しのために再分配が行われた⁵⁰。具体的には、家族に占める1労働人口あたり約1saos

⁵⁰ 土地所有権分配が行われた年については他の村とは異なるが、フーリン社における調査ではB氏個人の記憶に頼らざるを得なかったため、その正確性については疑問が残る。

(360m²)、子どもや老人などの非労働人口はその半分である約 0.5 sao (180m²) の土地面積の合計がその家族に分配される土地使用権となった。さらに、分配される土地の均等性および均質性を確保するために、収量の異なる土地を細分化し、細分化された収量のことなる土地を組み合わせて、土地面積と収量が家族人口にほぼ比例するように分配された。1991 年に実施されたという再分配は、1985 年以降の家族人口の増減を分配された土地使用権に反映させるためのものであった。

(2) 土地使用権分配によって不利益をこうむった人々の存在

1985 年の土地使用権分配においては、均等主義に従って分配が行われた。このような分配は、1950~1960 年代の農業の集団経営化以前に多くの土地を所有していた人々にとっては不条理なものであり、怒りを招く原因になったという。彼らにとっては、以前合作社に渡した土地がそのまま返却されるのが筋であり、もともと土地を持っていなかった農家と同じだけしか土地使用権が分配されないような公平はおかしい、というのがその理由である⁵¹。

以上のような均等主義そのものに対する不満はあったものの、均等な分配を実施するうえで不正などが行われることはなく、均等主義を前提とすれば不利益をこうむった人々はいなかったという。

(3) 土地使用権分配による人口増加

土地使用権の再分配があったため、より多くの土地使用権を得るために若年結婚や若年出産をするケースはフーリン社でもかなり一般的に存在した。人々がより早い間隔で子どもを産んだため、結果として子どもの数は増え人口は増加したという。

なお、1 夫婦あたりの子どもは 2 人以内に抑制することが推奨されていたため、3 人以降の子どもを生む際には罰則が存在したが、それでも 3 人以上の子どもを持つ家庭は存在した。その最大の理由は、第 1 子および第 2 子がともに女兒だった場合、家族の後継ぎとなる長男の出産がどうしても必要とされるためである。親が共産黨員だった場合、3 人以上の子どもを持つと黨員資格が剥奪される罰則もあったというが、男児を持つためには黨員資格を捨てることも厭わなかったという。

(4) 土地使用権の集積

フーリン社では、土地所有権の集積を確認することができる。B 氏の事例はその最たるものであるといえる。B 氏の家族構成については確認できていないが、フーリン

しかし、土地使用権分配が行われた時期は村によってかなりの差が見られることは事実である。

⁵¹ このような意見が出てきた背景には、B 氏自身の家族元地主であり、農業集団経営化にあたって多くの土地を手放さなくてはならなかったという経験に基づくと思われる。

社において1労働人口あたりに割り当てられる土地所有権が1 sao (360m²)であることを踏まえ、3世代6人が同居する一般的なベトナム農家だと仮定すれば、ドイモイ期にB氏の家族に再分配された土地所有権はせいぜい0.2 ha程度のはずである。しかし、先述のとおりB氏は現在約2.12 haの土地を所有しており、1990年代以降に周囲の農家から土地を買い集めたとのことであった。

この背景として、フーリン社がハノイの中心部に近く工業化が進むソクソン県にあり、人々にとって生計手段が多様であったことが挙げられる。人々はより高い収入を求めて離農していく中、B氏は逆に農業に集中することで収入を伸ばそうとしたのだという。B氏を含めたフーリン社の人々の行動は、収入の最大化という経済合理性に基づく行動と考えられるだろう。

(5) 相互扶助慣行

親戚や近隣の住民との間での農作業における労働交換などは、昔と変わらず行われているということであった。しかし、B氏のような大規模な土地所有者の場合は、当然ながら労働交換だけで必要な労働力をまかなうことはできないため、賃金支払いによる労働力の確保が必要となっている。フーリン社のように離農が進む地域では、一方で土地の集積が進むことによって大量労働力の確保が不可欠となり、相対的に労働交換の重要性が低下していると考えられる。

なお、フーリン社におけるインタビュー中において、こちらから積極的に質問したわけではないにもかかわらずA氏およびB氏が強調していた点として、子どもの教育が農家にとって極めて重要な課題となっている、という点があった。B氏のような比較的高齢な人々にとっては、地元であるフーリン社農民として残りの人生を送るという選択は好ましいが、若い人々は家族の生活向上のためにより高い収入を求めるのが必然であり、よりよい職を手に入れるためにはよりよい教育⁵²を子どもに与える必要があると考えているのである。

3.3.2 ドンタム社

ドンタム社は、ベトナム北西のホアビン省ラクトゥイ県にある村である。ホアビン省は一般には北西部山岳地域に分類され、西部を中心に1,000mを越す山が存在し、その他の地域でも丘陵地が多く見られるなど、紅河デルタ地域と比べて比較的起伏の多い地域である。また、特に山岳地を中心に多くの少数民族が生活していることでも知られている。ホアビン省におけるドンタム社の位置については、図6を参照されたい。

⁵² 実際には、よりよい教育とはよりよい学歴であると考えられる。BBC [2002] やM&C [2006]によれば、ベトナムの大学入学試験は将来の就職や収入を左右するために熾烈を極めており、何とか進学しようとする学生によるカンニングが大きな問題となっている。

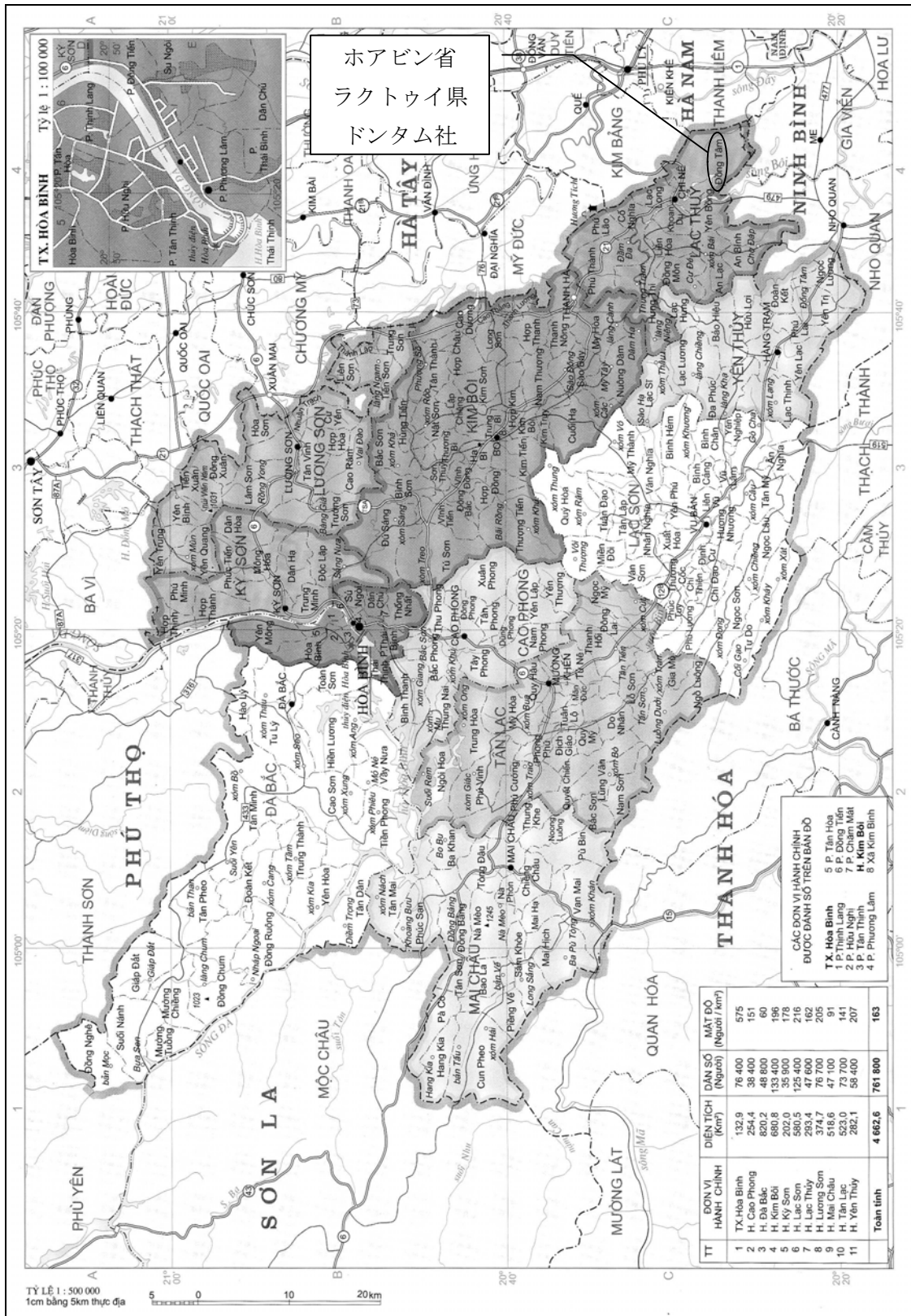


図 6 : ホアビン省地図
(出典 : NXB Bản Đồ [2005, p. 14] に一部筆者加筆)

ホアビン省でも稲作は行われているものの、その起伏のために農業に占める稲作の割合は相対的に少ない。その一方、多様性のある土地を生かして、米以外にも豆類、イモ類、メイズなどが盛んに栽培されているほか、サトウキビやカイケオとよばれる紙の原料となる作物などの工業用作物も多く見られる。また、比較的穏やかな気候を生かしての酪農や林業が盛んなこともホアビン省の特色である。以上のように、その土地柄のために大規模で効率的な農業は難しいものの、多様性に富んだ農業が行われていることがホアビン省の特徴であるといえるだろう。

一方で、商工業は盛んではない。ホアビン省は山岳地域である上、ベトナムの南北を結ぶ主要幹線である国道 1 号線から距離が離れており、商工業を行う上では交通の点で不利である。工業団地は紅河デルタ地域をはじめとする平野部において作られており、この傾向は今後も変わらないと推測される。

今回の調査対象地であるドンタム社は、ホアビン省の南東の端、ハナム省およびニンビン省との省境に接する位置にある。ハノイからの距離はおよそ 85km であり、自動車でのアクセスは約 2 時間 30 分程度を要する。ドンタム社の中心部には国道 1 号線からハナム省を通ってホアビン省都に至る道が走っており、この道沿いは平地であるが、道を離れるにつれて緩やかな傾斜が続き、やがてドンタム社を取り囲む岩山に至る。つまり、ドンタム社の農業用地は緩やかな丘陵地と平地で構成されているといえるだろう。本格的な山岳地域であるホアビン省西部からは離れていることもあって少数民族もあまり見られない⁵³が、紅河デルタの農村部と比較すれば、ホアビン省ならではの起伏の多さと農業の多様性が特徴と言えるだろう。

また、ドンタム社の農業協同組合は JICA「農民組織機能強化計画」技術協力プロジェクトにおけるパイロット農協に選定されており、農協機能を拡充すべく専門家による研修や指導を通してキャパシティ・ディベロップメントが行われている。同時に、同プロジェクトにおける資金協力もあり、機能拡充にあたって必要となる新しい建物がこの年完成したばかりであった。なお、調査時点において同プロジェクトは開始後約 1 年半しか経過しておらず、現段階では農協機能拡充に向けての準備段階にあるため、プロジェクトの存在が今回の調査の結果に与えるバイアスはきわめて軽微だと思われる。

⁵³ 筆者のインタビューによれば、この村の総人口における少数民族の構成比は 7% である。



図 7：ドンタム社の農村風景
(出典：筆者撮影)

ドンタム社におけるインタビュー調査は、2007年8月17日（金曜日）に実施した。この調査は、事前に JICA および農業農村開発省農業協同組合農村開発局の紹介をいただき、ドンタム社農業協同組合への文書による調査協力依頼を経て実施した。なお、インタビューはベトナム人による英語通訳を介して行った。

インタビュー対象者は大きく2つのグループに分けられる。1グループ目のインタビュー対象者は、ドンタム社人民委員会代表および組合長・副組合長を含む農協のスタッフであり、主要なインタビュー項目についてはこの場で確認を行った。2グループ目のインタビュー対象者は一般の農家であり、2軒の農家を1軒ずつ訪問し、1グループ目のインタビュー結果についての確認や個別の意見や経験などについてインタビューを行った。なお、2グループ目のインタビューにおいては、農協の副組合長が同席した。

(1) 土地使用权分配の方法

ドンタム社では、合計4回の土地使用权分配が行われている。

最初のものは1980年以前の集団農業経営の頃より政府の指示で行われていたものであり、総面積の5%分の土地が農家に割り当てられ、この土地の利用については各

農家の経営に任されていた。これは「自留地」と呼ばれるものにあたる。

次の土地権利分配は 1981 年の 100 号指示に応じて行われたものであり、実質的に土地権利分配と呼べるのはこれが最初である。社のすべての土地⁵⁴が収量⁵⁵によって分類された上で細分化され、各農家の人口に応じて分配された。この際、合作社より 5 sao (1,800m²) あたり 250kg がノルマとして課せられており、これを超える生産を行えば、その分は農家で自由にしてよいとされた。

その次の土地権利分配は 1988 年の 10 号決議に応じて行われたものである。1981 年の土地権利分配がすでに比較的公平なものだったこともあり、この分配に対する再分配として行われた。1 人あたりの分配面積はおよそ 320-360m² であるが、実際には土地権利分配は部落ごとの土地面積および人口に応じて行われたことにより部落ごとに差が生じたため、この限りではない⁵⁶。また、労働年齢に達している人々⁵⁷への分配面積を 100% とすれば、そのほかの老人および子どもへの分配面積は 50% であった。

最後の土地権利分配は 1993 年の政府命令 64 号に基づいて行われた 1996 年の土地権利分配であり、1988 年の土地権利分配に対する再分配として行われた。この際の分配面積は、農民の所属する部落や労働年齢かどうかを問わず、1 人当たり一律 1 sao (360m²) が分配された。また、交換権、譲渡権、賃貸借権、抵当権、相続権が新たに保証された。また、試用期間を 20 年間とする土地権利証明書が作成・配布された。

1996 年以降、社レベルでの土地権利分配は行われていないが、ドンタム社では 1996 年以降に家族の死去や転出によって村に返還された土地権利がある場合、その土地権利が 1996 年以降に生まれた子どもに分配されるというルールがある⁵⁸。

なお、ドンタム社では退役軍人や傷病兵も土地権利分配の対象である上、収量の高い土地や自宅から近い土地を優先して受け取ることができた。しかし、公務員に対する土地権利分配は行われなかった。

(2) 土地権利分配によって不利益をこうむった人々の存在

⁵⁴ ただし、土地面積全体の 20% は合作社預かりとされ、退役軍人への土地割り当てなどに利用された。

⁵⁵ 収量の差は 1960 年代以降に行われた地質調査によって明らかになった地質によって判断された。なお、地質から推定される収量にほとんどずれはなかったという。

⁵⁶ 筆者のインタビューでは、1 人当たり 2 sao (720m²) という部落もあれば、264 m² という部落もあった。

⁵⁷ 男性の場合 18 歳～50 歳、女性の場合 18 歳～45 歳。

⁵⁸ ただし、土地権利の期限自体に変更はないため、このルールに従って 2001 年に受け取った土地権利は 15 年しか使用できない。

土地使用权分配のルールは、事前に全農民を集めた会合にて合意されており、ルール自体に対して不満はでていなかった。また、どの土地片をどの農家に割り当てるかはくじ引き⁵⁹によって行うことがルールとして合意されており、公正が保障されていた。唯一不満があった可能性のある人々は、1960年代の農業集団化以前に多くの土地を所有していた人であるが、それでも大きな混乱は見られなかったという。

(3) 土地使用权分配による人口増加

土地使用权分配に伴う人口の増加は、この村では見られなかったという^{60 61}。1989年の法律⁶²で夫婦あたりの子どもの数を2人以内に抑えることが推奨されており、3人以上の子どもを持つと子ども1人あたり200kgを合作社に納入するという罰則があり、さらに第3子以降に対する土地使用权分配は行われなかった。

(4) 土地使用权の集積

実際に土地使用权の売買を行った経験のある農民にインタビューをすることはできなかったが、農民間での土地使用权の売買は盛んに行われているとの発言が複数の農民から得られている。ただし、最も多く土地使用权をもっている農家でもその面積は3,927m²とのことであり、フーリン社におけるB氏のような大土地所有者が生まれているわけではない。

一方で、最大の居住地を持つ農家の居住地面積は7,200m²であるという。ベトナムにおける居住地は単に家屋のためだけではなく、家庭菜園や養殖用の池、酪農などに用いられている。また、林業地については135haを所有する農家が存在するという⁶³。

また、インタビューにおいて裕福とされる農家の要因について質問を行ったところ、投資を行うための現金を所有していることがまず重要であり、次により収益性の高い土地を保有していることであるという回答が得られている。林業地で栽培が可能なカイケオの収益率は4-5年で4倍にも達するため、このような収益性の高い作物の栽培が可能な土地と技術が重要だという。また、居住地における酪農やフルーツ栽培も収益性が高い。

⁵⁹ ただし、ある農家における高齢の女性の発言として、実際にはくじ引きなど行われていなかった、とする発言があった。

⁶⁰ 人口増加の有無については社の人口推移データも参照したが、人口増加は見られていないとの発言があった。ただし、後で別のスタッフに人口推移に関するデータの閲覧を申し込んだところ、2000年以前のデータは保存しておらず、見せられるものがないとの回答があったことを補足しておく。

⁶¹ ただし、フーリン社におけるインタビュー結果と同様、第1子および第2子がともに女兒であった場合、罰則の適用を覚悟で男児を求めて出産を続けるケースはあった。

⁶² 1989年の健康法を指していると思われる。

⁶³ 時間的な制限によりドンナム社における居住地の分配メカニズムについて今回の調査では明らかにすることができていないため、初期分配面積は不明である。

先にも述べたようにホアビン省は多様な農業が行われている地域である。稲作をはじめ穀物栽培を行うための耕地はそもそもドンタム社では少ない。また、稲作は食糧自給のために重要であるものの、その収益性は相対的に低く魅力的ではないという農民の発言もインタビューでは得られていることから、土地の売買についてはより収益性の高い林業地や住宅地に注目が集まっているのではないかと考えられる。

(5) 相互扶助慣行

相互扶助はベトナムの伝統であり、ドンタム社でも親戚や隣人同士で助け合うのは当然のことであるという。現在でも農家は田植えや稲刈りなどは金銭授受を伴わずに助け合っている。しかし、人口抑制によって世帯あたりの人口が低下した昨今では、助け合いたくても労働力が不十分な場合があるのも事実であり、金銭授受による労働力確保に頼らざるを得ないケースが増えつつあるとのことである。

以上のインタビューから見出されることは、ドンタム社の農民がドイモイ期の農業改革における市場経済化の流れに非常に敏感に反応し、経営者としての視点を身につけているということである。商工業的な発展からは遠い距離にあるものの、多様性のある農業が可能な地域条件が農民たちに選択と集中の判断の機会を与え、土地集積もそのために進んでいるといえるのではないだろうか。

3.3.3 ビンディン社

ビンディン社は、ベトナム北部紅河デルタ地域に属するタイビン省キエンズオン県にある村である。タイビン省は紅河デルタの中でも新しく開発された地域であり、紅河デルタの他の地域と同様、雨季の洪水などによるリスクが高い地域である。土地は全体的に低く平地であり、起伏は非常に少ない。また、非常に人口密度が高い地域であることも知られており、1 km²あたり 1,000 人を超える人口密度に至っている [原 1999, pp. 88-89] [岩井 2004b, pp. 130-131]。タイビン省におけるビンディン社の位置については、図 8 を参照されたい。

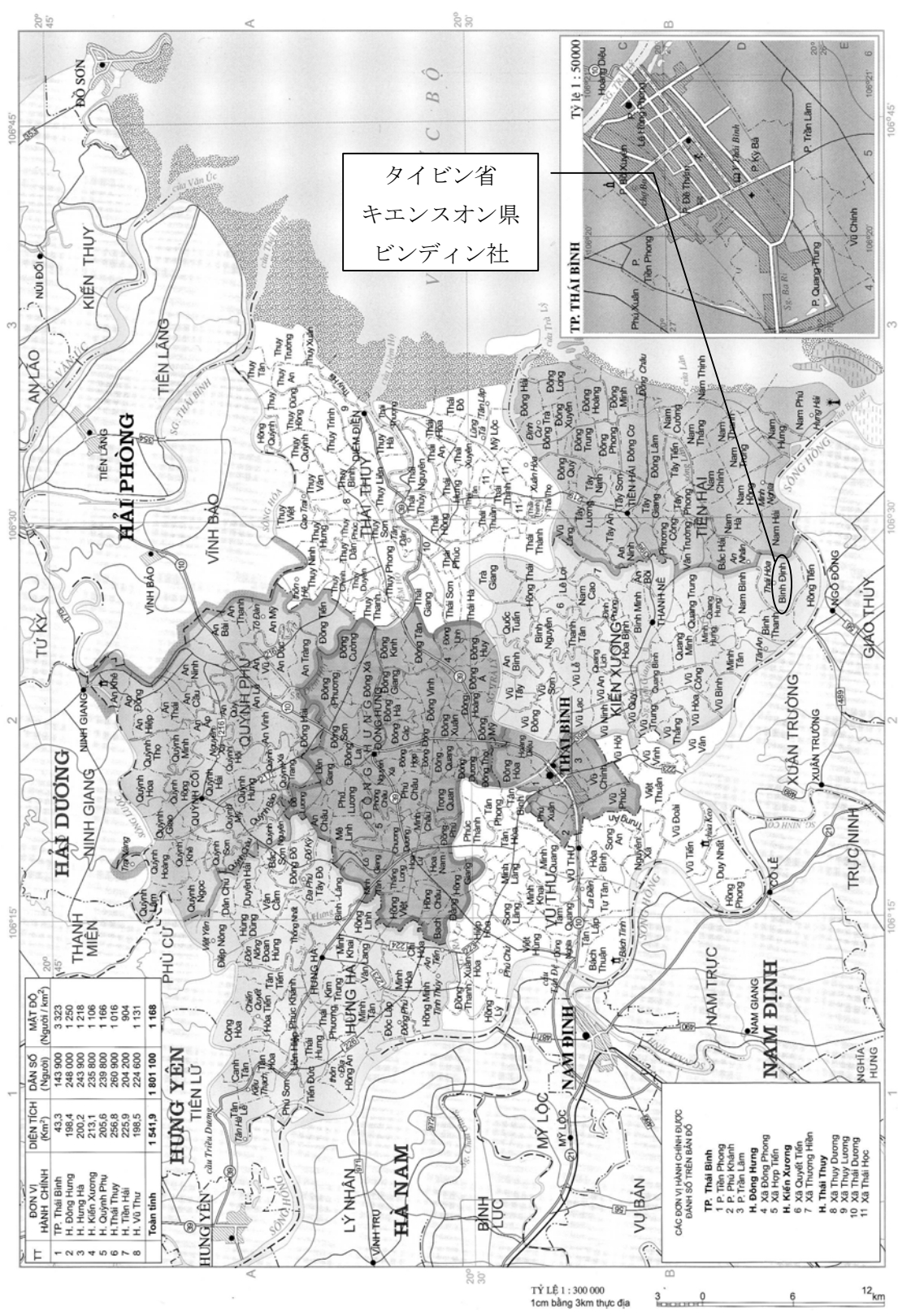


図 8：タイビン省地図
(出典：NXB Bản Đồ [2005, p. 35] に一部筆者加筆)

タイビン省では、その歴史的・地理的な経緯から農業の大部分は稲作に集中している。その他の作物としては、稲作と比較して規模は小さいものの、大豆やイモ類などの栽培も行われているが、いずれにせよ一般的な穀物類がほとんどである。ベトナム統計局〔GSO undated〕によれば、2006年のタイビン省における農業用地 95.6 haのうち、稲作に占める割合は春作が 82.2 ha (85.98%)、冬作が 83.9 ha (87.76%) を占めていることから、タイビン省における稲作への集中は明らかであり、ホアビン省などと比べて農業の多様性は低いといえる。なお、海に近い地域では漁業が行われており、また水利のよさを生かした魚やエビの養殖が行われている。

ところで、紅河デルタにおける 2006年の稲作 1 haあたりの収量は 58.1 quintal (5,810kg) であり、ベトナム全国平均である 48.9 quintal (4,890kg) やメコンデルタの 48.2 quintal (4,820kg) を大きく上回っているが、タイビン省における 1 haあたりの収量は 65.0 quintal (6,500kg) であり、これはベトナム全 59 省および 5 つの中央直轄市の中でもっとも多い。柳澤〔2004〕は紅河デルタでは作付面積に増減がほとんどないにもかかわらず収量が 20 年間で約 2 倍に伸びていることを指摘しているが、他地域と比べて歴史的に高い収量を支えているのは、人口過密地域であるがゆえの労働集約型農業⁶⁴であり、タイビン省はその最たるものであるといえる。

一方でタイビン省において商工業は盛んではない。これは、国道 1 号線から外れている上ハノイからも距離があるためであろう。GSO〔2001〕によれば、タイビン省の労働人口 946,347 人に占める工業労働者の割合は 59,511 人 (6.29%)、サービス業労働者の割合は 70,068 人 (7.40%) であり、農業セクター (86.31%) が圧倒的に強いことを示している。

今回の調査対象地であるビンディン社は、タイビン省の南部、キエンズオン県の南端に位置し、ナムディン省との省境に接する位置にある。ハノイからの距離はおよそ 130km であり、自動車でのアクセスは 3 時間 30 分程度を要する。タイビン省都からは自動車でも 30 分ほどの距離である。集落の中を通過する以外は見渡す限りの水田が広がり、また川や用水路が至るところに走っており、まさに紅河デルタの典型としての様相を呈している。また、東に自動車でも 30 分ほど進めば海へのアクセスが可能である。

⁶⁴ 岩井〔2004, pp. 130-131〕は、紅河デルタ、特にタイビン省の人口過密に言及しながら「この人口膨張を支えたのは、日本でも見られる輪中村落であり労働集約的な農業によって人口を扶養する、いわゆる農業のインボリューション（内的発展）が今も息づいている。狭小の土地をいかに利用して過剰な人口を養うかに専心する北部農民の集団性がここではぐくまれた」と述べている。



図 9：ビンディン社の農村風景
(出典：筆者撮影)

また、ビンディン社の農業協同組合は、ドンタム社と同様に JICA「農民組織機能強化計画」技術協力プロジェクトにおけるパイロット農協に選定されており、農協機能を拡充すべく専門家による研修や指導を通してキャパシティ・ディベロップメントが行われており、やはり農協で使用する新しい建物がこの年完成したばかりであった。なお、ドンタム社の場合と同様の理由により、同プロジェクトの存在が今回の調査の結果に与えるバイアスはきわめて軽微だと思われる。

ビンディン社におけるインタビュー調査は、2007年8月20日（月曜日）および8月21日（火曜日）に実施した。この調査は、事前に JICA および農業農村開発省農業協同組合農村開発局の紹介をいただき、ビンディン社農業協同組合への文書による調査協力依頼を経て実施した。なお、インタビューはベトナム人による英語通訳を介して行った。

ビンディン社におけるインタビューは、ビンディン社農業協同組合長および副組合長より高齢者のいる3軒の農家の紹介を受け、これらの農家をそれぞれ訪問して実施した。これは、組合長たち自身が40歳前後と若く、当時の事情に詳しい世代の回答者が必要とされたためである。また、組合長および副組合長はすべてのインタビューに同席しただけでなく、彼らの立場から発言が可能な内容については彼らからも回答をいただいた。

(1) 土地使用権分配の方法

1981年の100号指示⁶⁵によって、農家は生産隊⁶⁶と呼ばれるグループに分けられ、隊長を中心に生産隊単位で自立してほぼ農業の全工程を管理することになった⁶⁷。この時点では土地使用権は生産隊に対して分配されたとみなすことができる。合作社からは生産目標が提示され、目標を上回る余剰分は生産隊の中で自由に分配することができたため、農民の労働意欲が向上し生産は増大した。

ビンディン社における最初の土地使用権分配は、10号決議に従って1988年に実施された。他省の事例と同じように土地が収量によって4つに分類された上で細分化され、各農家が家族人口に応じて収量の異なる土地を組み合わせることで受け取るにより、部落内のすべての農家の必要に応じて均等かつ均質に土地が分配された。この際、4種類の収量グループへの部類は省からの指示だったが、実際にはより公平を期するために社独自に10から11の収量グループに分類を行った。一方で、この土地使用権分配は部落単位で行われたため、同じ社であっても部落間で分配面積が異なるという不公平も生まれた。また、タイビン省の方針によって、家族の年齢によって分配面積を表4に整理したような重み付けがなされた。

表4：ビンディン社における1988年土地使用権分配の重み付け

年齢	倍率(倍)
0~5歳	0.4
6~10歳	0.6
11~12歳	0.8
13~17歳	1
男性18~55歳、 女性18~50歳	1.4
男性55歳以上、 女性50歳以上	1

(出典：インタビューをもとに筆者作成)

⁶⁵ 前年の1980年にはビンディン社でも飢饉状態になっており、改革が切実に必要とされていた。

⁶⁶ ビンディン社において生産隊は8つ存在するが、これらは伝統的に分けられた8つの自然村(部落)と同一である。

⁶⁷ インタビューによれば、1988年以前に各農家の担当とされたのは田植え、栽培管理、収穫の3つであり、生産隊は耕起、施肥、水利・灌漑、防除、種籾管理などを担当した。なお、1988年以降に各農家が担当することになったのは耕起、田植え、栽培管理、施肥、収穫の5工程であり、合作社の担当として水利・灌漑、防除、種籾管理が残された。

この結果として、農民が作物の種類や作付け時期などを自分で選択できるようになると同時に収穫を自分の手にできるようになった。さらに、自立性が高まることによって個々の農家の創意工夫が活かされるようになり、収穫が飛躍的に向上した。

なお、出産や死亡によって家族人口は常に変動するため、土地所有権は見直しを目的として毎年再分配された。公務員になった家族の分の土地所有権も返却しなくてはならなかった。

1991年に発行された政府命令 64号に基づいて1993年にタイビン省人民委員会 652号決議が発行され、1993年12月31日の家族構成をもとに土地所有権の再分配を行い、以後は再分配が行われないことになった。この際の分配法則はそれ以前と同様に均等・均質の原則に基づいていたが、分配が部落レベルではなく社レベルで行われるようになったために部落間での分配面積の不公平がなくなり、また年齢による重み付けも廃止された。具体的には、農民1人あたり612m²が部落や年齢を問わず分配された。また、他村と同様に交換権、譲渡権、賃貸借権、抵当権、相続権が新たに保証され、同時に土地所有権保証書が各農家に配布された。

(2) 土地所有権分配によって不利益をこうむった人々の存在

分配ルール決定にあたっては部落単位で会合を開いて農民同士で話しあい、くじ引きで土地を割り当てること、傷病兵や現役の兵士、1人暮らしの老人への優遇ルールなどを農民自身が決定した。ゆえに、農民からは分配ルールについての不満が出ることはなかった。

そもそも、10号決議を代表とするドイモイ期の農業改革は苦しい生活を送っていた農民にとって明らかに望ましいものであり、反対意見を唱える農民などいなかったという。さらに、1993年までは毎年見直しのための再分配が行われたため均等性が保たれ、特に不満も出なかった。

ただし、1994年以降は再分配が行われなくなったため、特に1994年以降に子どもが生まれた家族にとっては均等性が崩れ、不満を持つ人々もいたという。このような農家は、農業協同組合や隣人から土地を借りるか賃金農業労働を行うなどして対応せざるをえなかった。

(3) 土地所有権分配による人口増加

10号決議などによる土地所有権分配に起因する人口増加については、挨拶後の趣旨説明の時点で組合長から「存在した」との明確な発言があり、他のすべてのインタビュー対象者からも同様の発言を受けた。具体的には、結婚の時期や出産のタイミング・間隔をなるべく早くすることによって、より早い時期になるべく多くの土地所有権を得ようとした。

例えば、ベトナムにおける法定結婚可能年齢は、男性は20歳、女性は18歳とされ

ているが、土地所有権分配が行われていた時期はこれらの法定年齢を下回る違法な結婚がよく行われていた。この場合当然違法行為となってしまいうため、公式には出産を報告せず、土地所有権だけを早めに受け取った⁶⁸。また、通常人々は最低 3 年から 6 年ぐらいの間隔で子どもをもうけるが、この時期は間隔をあけずに第 2 子を生むことが多かった。ただし、土地所有権の再分配が行われなくなった 1994 年以降は、出生率が減少した。図 10 のようにビンディン社における普通出生率の変遷⁶⁹にも、1993 年以前の出生率が 2 前後であったのに対し、1994 年以降に出生率が 1~1.5 に減少していることが現れている。

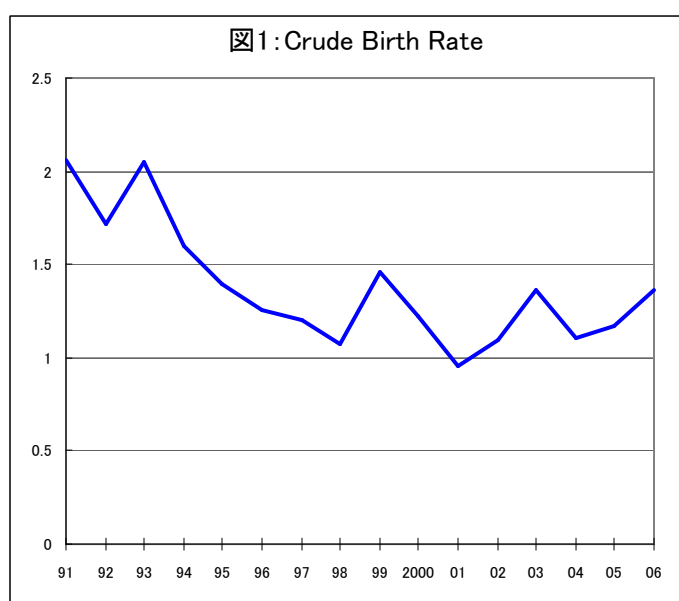


図 10 : ビンディン社における普通出生率
(ビンディン社農業協同組合より受領したデータをもとに筆者作成)

ただし、他村におけるインタビュー結果と同様に、ビンディン村でも 3 人以上子どもを持つ場合に罰則⁷⁰が存在したため、人口が増加したといっても単一の夫婦が多数の子どもを出産したというわけではない。罰則を課されつつも第 3 子以降を生むのは、後継ぎとなる長男がいない場合のみである。

なお、家族計画・人口統制がほとんど行われていなかった 1980 年以前の出生率は、

⁶⁸ このようなことができたのも、土地所有権の管理が地方政府ではなく社の管理下にあり、「王の法律」が「村の垣根」で阻まれていた事例だと考えられる。

⁶⁹ 1990 年以前のデータはビンディン社で保持されておらず、取得できなかった。また、年齢別の出産数に関するデータが存在しないため、合計特殊出生率の算出は不可能である。

⁷⁰ タイビン省人民委員会 84 号決議により、3 人目を出産すると 200kg、4 人目を出産すると 500kg の米を合作社に罰として納入する必要があった。また、3 人目以降の子どもには土地の分配はなく、共産党員の場合は党員資格を剥奪された。

1990年代よりもはるかに高かったことに注意されたい。1980年以前は1夫婦あたり子どもを4~7人出産するのが一般的で、中には10人以上の子どもを持つ夫婦もいたという。1980年のビンディン社の粗出生率は3.6%である。

(4) 土地使用权の集積

インタビューによれば、この村では土地の売買などは一般的ではなく、土地の集積もほとんど起こっていない。

その最大の理由は、ビンディン社の人々はほぼ全員が農民であり、農民として生きている限りは農業によって暮らしていかなければならない、ということだという。この村では稲作が農業のほぼすべてであり、しかも与えられている土地は少ない。自発的に離農した農民の土地を購入するケース⁷¹は別として、収入を増やすために他の農民の土地を買うという考え方自体がビンディン社の農民にとっては存在しないのである。

(5) 相互扶助慣行

ビンディン社におけるインタビューにおいて際立っていたのは、農民が互いに助け合うというだけでなく、収穫や利益を共有する、という均等性に立脚する考え方の強さである。そして、土地の集積に対して農民が積極的な立場を取ることがないのも、このような考え方に根ざしている。

ビンディン社でも親戚や隣人同士での金銭授受を伴わない労働交換は一般的に行われているが、他村におけるインタビュー結果に見られたように、世帯人口の減少により労働交換のための労働力が確保できない状況が多く発生するようになった。このため、機械の使用や賃金労働者の雇用に頼らなくてはならなくなりつつある。しかし、ビンディン社の農民は、このような金銭授受による労働力の確保を「収入の共有」と捉え、相互扶助慣行の一部と認識していることがインタビューの結果から明らかになった。また、市場経済導入以降は村人が独自に収穫した米を処理することができるようになったため、市場へのアクセスを仲介する仲買人が登場したが、ビンディン社の農民の言葉を借りれば「仲買人も同じ村人」であり、多少市場価格より買値を低く抑えられていることも認識した上で、それも含めて仲買人との「収入の共有」として捉えているのである⁷²。

市場経済の導入によって競争が増し、相互扶助的伝統に悪影響があることも想定し

⁷¹ なお、ハノイなどの都市部や工場などに職を得て離農するケースは当然存在し、その場合一家全員が転出するのであれば土地使用权を売って離農することになる。しかし、実際には一家全員が転出するケースは少なく、高齢者を中心に村に残っているケースが多いようである。

⁷² 情報の非対称性によって交渉に不利な立場に立たされていることを理解した上での仲買人のこのような発言は、「私営商人」たる仲買人の「専横・支配」を「制限する」ことを求めるベトナム共産党の立場〔竹内 1999, p. 262〕を考えれば意外といえよう。

ていたことを伝えたところ、ビンディン社の農民も当初同様の懸念を持っていたという回答を受けた。しかし、実際には合作社の指示に従っていればよかった集団農業の時代と比べて農民間での協力が必要となる機会は増えており、むしろ集団農業経営の時代よりも相互扶助は強まっているということである。

インタビューの結果からは、ビンディン社において相互扶助的伝統がいまだ根強く残っていることが明らかになり、中でも「収入の共有」が価値規範として強く認識されていることが明らかになった。そして、土地の売買が行われないのも、このような均等主義的価値規範の根強さに起因しているのである。

3.4. 調査結果の比較とまとめ

フーリン社、ドンタム社、ビンディン社で行ったインタビュー結果は、各地域におけるがよく現れたものとなっている。表 5 は、あらかじめ提示した 5 つのインタビュー項目に基づいて 3 村におけるインタビュー結果をまとめたものである。

表 5：インタビュー結果の比較

	フーリン社	ドンタム社	ビンディン社
(1) 土地使用権分配の方法	均等主義＋くじ引き 1991 年が最後の分配	均等主義＋くじ引き 1996 年に最後の再分配 (1996 年以降も状況に 応じて個別対応)	均等主義＋くじ引き 1993 年まで毎年再分配 土地は 10 以上の収量グ ループに分類
(2) 土地使用権分配によつて不利益を受けた人々の存在	均等主義を前提とすれ ば存在しない (元地主から不満あり)	均等主義を前提とすれ ば存在しない (元地主から不満あり)	存在しない (1994 年以降の分配停 止に対する不満あり)
(3) 土地使用権分配による人口増加	あり	なし	あり
(4) 土地使用権の集積	あり	多少あり (住宅地、林業地は大規 模集積)	なし
(5) 相互扶助慣行	労働交換あり 賃金労働増加中	労働交換あり 賃金労働増加中	労働交換あり 賃金労働増加中 賃金労働者・仲買人との 「収入の共有」

(出典：インタビューをもとに筆者作成)

「(1) 土地使用権分配の方法」については、子どもや老人への分配上の重み付けの有無や実施年に違いはあるものの、世帯人口に応じて土地を均等に分配したという点では、3 村とも同じ結果が出ているといえる。しかし、他村では新しい法律や政策がもたらされた際に土地使用権の再分配を行っているのに対し、ビンディン社では 1988 年から 1993 年まで毎年再分配を行っているという点は特徴的である。土地の再分配はもともと公田制に備わっていた仕組み⁷³であり、「均等主義」がビンディン社に存在することが示唆される。さらに、土地分配に際して村独自に土地を 10 以上の収量別グループに分類したという事実からも、ビンディン社では他村と比較して「均等主義」の伝統が強く残っているといえる。

「(2) 土地使用権分配によつて不利益を受けた人々の存在」については、社会主義政権登場以前の地主から「均等主義」自体に対する不満が出たものの、「均等主義」に基づく土地使用権の分配によつて不公平が発生し不利益をこうむった、というケースは 3 村ともないとの回答だった。一方で、ビンディン社では分配自体の均等性よりも 1994 年以降再分配が

⁷³ この仕組みは公田制の時代において、土地の面積が世帯人口に連動することによって常に世帯の食料消費需要を満たすように機能していた。

停止したこと、つまり「均等主義」が失われることによる不公平のほうが問題とされていたことが特徴的であった。

「(3) 土地権利分配による人口増加」は、土地権利再分配による 2 次的作用として、農民が経済合理性に従ってより多くの土地権利分配を受けようとする行動するかどうかを確認するための質問内容である。ドンタム社においては存在しないという回答だったが、人口統計データが存在しない上に政治的に答えにくい⁷⁴可能性のある問題でもあることを補足しておきたい。むしろ、フーリン社とビンディン社において人口増加があったという回答が得られたことによって、市場経済導入後間もないベトナムの農民が経済合理性に基づいて判断を行っていることを評価すべきである。なお、ドンタム社の農民については、市場価格や収益性を意識した作物選択を行っていることから、経済合理性に基づいて行動していることは明らかである。

「(4) 土地権利の集積」については、3 村それぞれ異なる回答が出た。フーリン社では土地権利の集積が非常に進行している。また、ドンタム社では土地権利の集積は多少進んでいる程度だが、より収益性の高い林業地や住宅地の売買は盛んに行われている。一方で、ビンディン社では土地権利の集積は進んでおらず、売買を行うこと自体に違和感を持たれている。

「(5) 相互扶助慣行」は多岐に渡る概念であるが、今回は労働交換についての回答を多く得た。3 村とも労働交換は行っているが、家族人口の減少に伴ってその割合は低下しているという。ただし、フーリン社においては全村民が農民というわけではなく、工場労働者が今後も増えていく可能性が高いため、賃金を伴わない伝統的労働交換の割合は今後も低下すると考えられる。一方で、ビンディン社におけるインタビュー結果は特徴的であり、賃金労働者や仲買人など金銭授受を前提とする場合でも「収入の共有」であると考えられている。このような金銭授受は、「インボリューション」下における「貧困の共有」のように少ない収入を極力均等に再分配しようとする精緻な仕組みの一つとして機能していると考えられることができる。

なお、冠婚葬祭の準備の日用品の貸し借りなどの相互扶助はベトナムでは普遍的に行われており、村によって大きな差が出るものではない。また、ドイモイ以前の食糧が不足していた時期は食料の共有による助け合いも行われていたが、現在では食料が不足することはまったくなくなったという。これらの相互扶助と比較して、労働交換は生産および収入に直接関わるという点で重要だといえるだろう。

(1) ～ (3) によれば、土地権利の分配は 3 村それぞれにおいて「均等主義」の原則に基づいて実施され、その内容自体は 3 村とも非常に公平なものだった。また、農民は経済合理性に基づいて行動していることも 3 村に共通して明らかになった。また、(5) の相互扶助

⁷⁴ 土地権利再分配が行われていた当時は家族計画が課題となっていた時期であるため、人口が増えるということはその地域における人民委員会などの指導力の問題と捉えかねないと考えられる。

慣行については、割合は減りつつあるものの労働交換はどの農村でも行われている。ただし、ビンディン社については土地使用权の再分配が繰り返され、また賃金労働者や仲買人との金銭授受が「収入の共有」と捉えられるという差が見られる。このため、ビンディン社では「均等主義」が農民共有の価値規範として存在していることが示唆される。

一方で、(4) の土地集積の度合いについては、他村とは異なり、ビンディン社では土地使用权の集積が進んでいない。その理由として考えら得るのが「均等主義」や「収入の共有」という他村にはない概念との関連であり、さらにその背景にある地域的な特徴との関連である。「均等主義」や「収入の共有」は稲作中心で人口過密かつ零細農家が多い紅河デルタ地域ならではの価値規範であり、そのような価値規範が市場経済のもたらす「経営改善インセンティブ」に優先して左右することによって、土地集積の進行が妨げられていると考えられるのである。

第4章 総括——農民の行動と価値規範の関係 再考

本研究では、第1章で提示した「ベトナム北部・紅河デルタ地域において、土地所有権の集積が進んでいないのはなぜか」という問いに対して、紅河デルタ地域の農村社会に特有の「均等主義」のような農民の価値規範が土地の集積を阻むように機能するためである、という視座から検討を進めてきた。そして、第3章では紅河デルタ地域を含む3村の北部ベトナム農村におけるインタビュー調査の比較を通して、紅河デルタ地域で土地の集積が進んでおらず、その背景として「均等主義」という価値規範が存在することを明らかにした。そこで本章では、第1章にて紹介した先行研究を再度引用しながら、フィールド調査によって明らかになった内容の再構築と考察を行いたい。

ビンディン社に代表される紅河デルタ地域では、歴史的に稲作中心の輪中にある狭い地域に非常に多い人口が集中して住んでいた。人々は限られた土地からの収穫によって増え続ける人口を支えねばならなかったため、単位面積あたりに投入する労働力を強化し労働集約性を高めることによって農業生産を増加する、農業の「インボリューション」が進行した。また、洪水が多発するデルタの輪中という地域的な条件は、リスクを回避し生存維持倫理に基づく「モラル・エコノミー」を支えるための「公田制」という共有地割り替え制度も生み出した。「公田制」自体は1950年代に廃止されたものの、均等性の重要視と定期的な割り替えという「公田制」の特徴は、現在も紅河デルタに存在する「均等主義」を受け継がれていた。

ビンディン社の事例では、ドイモイ期に実施された土地所有権分配において、家族成員数の増減を土地所有権分配に反映するために、1993年まで毎年土地所有権の再分配を行っていた。また、土地所有権分配における均等性を確保するため、村独自に10以上の収量グループに土地を分類した。

1994年以降土地所有権の再分配が行われなくなったという事実は、「均等主義」の基盤となっている土地割り替え慣行が失われ、また分配対象だった土地のコモンズ性が失われたことを示唆している。つまり、「均等主義」の実質的な制度としての機能はすでに停止しているのである。しかし、制度としての機能が失われたからといって、制度に内在していた農民の価値規範としての「均等主義」まで失われたわけではない。ビンディン社の人々はほとんどが稲作を行う農民であるため、土地を失うことはビンディン社で暮らす手段を失うことにもなりかねない。ゆえに、ビンディン社の農民は土地を売買し集積することを考えない。生存維持のための「均等主義」の価値規範は、現在においてもビンディン社における土地の集積を阻んでいるのである。

「均等主義」に関連して、ビンディン社でのインタビュー中に聞いたある農民の話を紹介したい。この農民は、個人的な推測による意見であることを前提とした上で、以下のよう

「私は、現行の土地所有権の期限が切れる 2013 年ごろに、改めて土地所有権の再分配が行われるのではないかと考えている。1993 年末を最後に土地所有権の再分配は行われていないが、それ以降の世帯人口の増減は土地面積にまったく反映されておらず、極めて不公平な状態だからである」

(出典：筆者によるビンディン社の農民のインタビュー)

この農民にとって、「均等主義」が現在でも重要な価値認識とされている明らかである。しかし、この発言は単なる個人の主観に基づく要望ではなく、ビンディン社の農民全体が一般的に再分配の必要性を認識していることを前提とした推測である。ゆえに、土地所有権再分配、言い換えれば均等主義の必要性がビンディン社の農民に一般的に認識されていることが示唆されるのである。

また、この農民が 1994 年以降 2013 年までの間に土地所有権の売買が行われないことを前提としていることも興味深い。もしビンディン社で土地所有権の売買が行われるとすれば、その売買履歴を無効化するような土地所有権の再分配を行うことは現実的に不可能である。売買などによる土地所有権の集積がビンディン社で行われていないことはインタビューによって確認済みだが、この発言はビンディン社で今後も土地の集積が進む見込みがないことを裏付けているのである。

さらに、ビンディン社では、賃金農業労働者や仲買人などとの金銭のやり取りを「収入の共有」とみなしていることも観察された。土地所有権の集積が進んでおらず地主が存在しないにもかかわらず、ビンディン社において賃金農業労働者が発生する理由は、1994 年以降の世帯人口の増減が土地面積に反映されておらず、世帯収入が不十分なためである。つまり、土地所有権再分配の停止によって「均等主義」が制度として機能しなくなったため、ビンディン社の農民は「収入の共有」という代替的な価値規範を共有しているのである。

一方で、工業団地に近いフーリン社や農業が多様化しているドンタム社では、市場経済合理性に基づく「経営改善インセンティブ」が農民の行動を規定している。フーリン社はハノイという大都市圏に非常に近く、工業・サービス業セクターへの労働力流出が進んでいる。また、ドンタム社の作物は多様であり、それぞれの作物が異なる技術や経験を必要とするため、特定作物の生産に農民が特化しようとする。土地集積の進行は、まさにこのような「経営改善インセンティブ」の存在によってもたらされているのである。

「均等主義」のような価値規範は、農村の地域性や作物の特性に規定されている。「均等主義」の前提にあるのは、農業のリスクが高く稲作が盛んな人口過密地域である紅河デルタの地域性と、労働集約性の高い稲作の特徴である。ゆえに、「ベトナム北部・紅河デルタ地域において、土地所有権の集積が進んでいないのはなぜか」という問いに対して、紅河デルタの地域性によって形成された「均等主義」という価値規範によって農民の行動が規定され、土地の集積が抑制されているためである、とするには無理がある。

ただし、土地集積が「均等主義」によって抑制されているとはいえ、本研究では紅河デルタの農民に経済合理性が存在しない、と結論付けることはできない。「均等主義」と経済合理性は互いに排他的なものではなく、土地集積が進行しない理由としては共存しうるものである。また、ビンディン社における土地権利再分配の二次的影響として若年結婚・若年出産が存在したことからも、農民が経済合理性にもとづいて行動する場合もあることは明らかである。一方で、インタビューの結果からは「均等主義」が土地集積の進行が進まない第一の理由として見出されたことも事実である。ゆえに、本研究の成果は、土地権利の集積が進まない理由として「均等主義」という価値認識が農民に共有され、経済合理性に優越して機能していることが確認できたという点にあるといえる。

この点について、本研究の冒頭で紹介した「スコット・ポプキン論争」を再考したい。本研究ではポプキンが述べたような合理的農民という視点を棄却するには至っていない。むしろ、「均等主義」のような価値規範によって行動が抑制されない限り、農民は通常合理的に行動するかもしれない。しかし、市場経済による経済合理性に反する農民の行動（例えば土地を集積しないなど）が観察される際に、そのような行動も経済合理性の観点のみから説明可能である、とするポプキンの主張には無理がある。なぜなら、筆者のフィールド調査によれば、農民が「均等主義」という価値認識を強く意識した行動を取っていることは明らかだからである。ゆえに、市場経済の外部にある農民経済の分析視座としては、スコットが主張するように農民に共有されている互酬的な価値が農民の行動原理である、という理論が支持されると考えられるのである。

本研究のもう一つの成果として、「均等主義」という価値規範が見出されたことによって、紅河デルタ地域の農村を「モラル・エコノミー」として位置づけることが可能になった点が挙げられる。第1章でも引用したとおり、池田 [1988, pp. 181-187] はモラル・エコノミーの要素として (1) 生存のための経済が機能する場ないし枠組、(2) 互酬性の規範、(3) モラル・エコノミーの物質的基盤としての共有財（コモンズ）、(4) モラル・エコノミーの文化的基盤、の4点が挙げている。(1) はすなわち地域社会のことであり、共同体の結束の強い紅河デルタ農村に合致する。(2) 互酬性の規範については、「均等主義」に内在する均等性・平等性があてはまる。(3) については、ドイモイ期に繰り返し再分配された土地（権利）がまさにコモンズだといえる。(4) モラル・エコノミーの文化的基盤とは、「伝統もしくは慣習」 [1988, p. 184] のことであり、公田制から続く価値規範としての「均等主義」があてはまるのである。

池田 [1988, p. 187] が述べるように「モラル・エコノミー論」は従来の経済学における単なる経済モデルの一類型として位置づけられるべきものではない。むしろ、経済学的な分析が見落としがちな社会的・文化的な様相を含めて農村社会を理解するために用いられるべきである。「モラル・エコノミー論」を現代の農村や農民行動を研究するための枠組みとすることで、市場経済に基づく開発政策への評価や示唆をより深めることも可能になる。紅河デルタ地域を「モラル・エコノミー」と位置づけることによって、市場経済の導入と

いうドイモイの理念からは批判的に捉えられかねない土地集積の遅れや「均等主義」を、伝統と地域性に根ざした合理的な行動と捉えることが可能になるのである。

ベトナム政府が、第1章第3節で出井 [2004, pp. 126-132] を引用して紹介したように、南部におけるチャンチャイの導入や北部における「交換分合」政策の展開によって土地の集積をより進めていく政策方針をもっていることは明らかである。また、第2章第3節にて述べたように、ベトナム政府は2010年までに農業労働人口を全労働人口の50%に低減することを目標として掲げており [MPI 2006, p. 94]、農村部での商工業の振興によって雇用の創出を図り労働力を吸収しようとしている。この際に紅河デルタ地域では、伝統と地域性によって形成された価値規範である「均等主義」が土地集積を妨げる障害として認識されると考えられる。しかし、「均等主義」が紅河デルタの村においてインフォーマルなセーフティ・ネットとして機能している可能性を再検討することも必要である。「均等主義」の基盤としての土地割り替え制は既に失われており、農民が他産業セクターに流出し始めれば、残された農民は土地の売買を開始し、「均等主義」の価値規範自体も失われてしまうだろう。セーフティ・ネットとしての「均等主義」が失われれば、残された紅河デルタの農民は「自分で自分の身を守る」必要がある。その結果、メコンデルタに見られたように、土地所有者層と脆弱性の高い土地なし層の分化に発展する可能性も存在するのである。そもそも農村地域の構造改革は簡単なことではなく、他産業セクターの雇用が確保され続ける保障もない。急に失業した元農民が農村に戻ってきても、かつて存在した「均等主義」はすでに失われている、ということにもなりかねない。

竹内 [2004, p. 201] は農村の市場経済化には長い期間を要することを指摘し、「各農家世帯の得る収穫・所得に関するリスクを最小化し同リスクに起因する市場の失敗を補完」のために「均等主義」を廃止せずにむしろ積極的に活用するべきではないか、と述べている。

「モラル・エコノミー」の視点から紅河デルタ農村を再検討すれば、農民の収入向上という市場経済的な経済合理性に基づく政策が内在するリスクを再認識し、「生存維持のための経済」という農村社会が伝統的に維持してきた機能の再評価につながるのではないだろうか。

最後に、本研究における成果から導かれる今後の検討課題を提示し、本研究を締めくくりたい。

1点目として、フィールド調査の充実が挙げられる。本研究では、土地集積と農民事行動という先行研究が少ない分野であるがゆえに、農民の意識・認識により近く詳細な情報入手し議論を広げることが重要との観点から、3箇所の農村におけるインタビューによって「問い」および「仮説」に対する検討を行った。しかし、ベトナムにおける社会調査は受け入れ先の許可および調査中の帯同が必須である。そのため、許可を受けた調査日数は絶対的に少なく、より長期間にわたりより多くの農民から情報を得る必要があることは否めない。また、「王の法もムラの垣根まで」といわれるベトナム農村では、再三述べたとおり村によってルールや状況が異なることが十分ありうる。このため、ビンディン社における

調査結果をよって紅河デルタ農村、に普遍的な土地集積の停滞要因を説明するには無理がある。しかし、紅河デルタの一農村において地理的に規定された「均等主義」の存在と土地集積の関係を示したことは、他の農村について検討する上でも十分前提としての役割を果たすとも考えられる。特定農村内のより長期かつ多くの農民へのインタビュー、あるいはより多くの農村におけるインタビュー、マクロ視点によるサーベイなど、本研究の成果をさらに深めるような研究については、今後の課題としたい。

2点目として、土地以外の資源への着目が考えられる。本研究では土地だけを分析対象として扱ったが、実際に農村において共有されている資源は土地以外にもある。特に水管理や近年普及しつつある農耕機械などに着目すれば、農民の価値規範に関する新たな発見が得られるかもしれない。

3点目として、農業協同組合への着目が考えられる。竹内 [1999] によれば、ドイモイ以前に集団農業経営の主体としての役割を担った合作社の多くは、ドイモイ以降不振に陥り解散を余儀なくされた。旧合作社に入れ替わるように 1996 年の党書記局 68 号決議、1997 年の「協同組合法」によって全国に作られつつあるのが農業協同組合⁷⁵である。農業協同組合の活動は地域差が大きく、すぐに解散してしまう組合や形式的に存在しているだけの組合も多いという。種子などの購入や農産物の販売、販売指導、資金供与など、農業協同組合の担いうる活動は幅広く、かつ農村において影響力の大きいものである。農民の価値規範の変化について、今後の農業協同組合の発展と関連させて分析することも意義がある課題だと考えられるのである。

⁷⁵ なお、本研究では旧合作社と新しい農業協同組合を分けて記述しているが、本来はどちらも “hợp tác xã nông nghiệp”（農業合作社）という、同一の呼称を持つ組織である。

参考文献

【日本語文献】

- 秋道智彌 2004 『コモンズの人類学——文化・歴史・生態』 人文書院
- 池田寛二 1988 「モラル・エコノミーの射程——農業問題への歴史社会的視座」 『思想』
1988. 11. No. 773 pp. 175-201 岩波書店
- 石川滋、原洋之介編 1999 『ヴェトナムの市場経済化』 東洋経済新報社
- 今井昭夫、岩井美佐紀 2004 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店
- 出井富美 2004 「ベトナム農業の国際的な発展戦略と土地政策」 石田暁恵、五島文雄編 『国際経済参入期のベトナム』 アジア経済研究所
- 井上真 2004 『コモンズの思想を求めて——カリマンタンの森で考える』 岩波書店
- 岩井美佐紀 1996 「ドイモイ後の北部ベトナム農村社会の変容——チャンリエット村合作社の事例を中心に」 『東南アジア—歴史と文化—』 No. 25、pp. 83-114
- 2004a 「『ムラとムラ人』——はたして「農民」なのか「商売人」なのか？」 今井昭夫、岩井美佐紀 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店
- 2004b 「人口動態・人口分布——人口政策・国家開発・農業開拓」 今井昭夫、岩井美佐紀 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店
- 宇沢弘文、茂木愛一郎編 1994 『社会的共通資本——コモンズと都市』 東京大学出版会
- 荏開津典生 2003 『農業経済学 第2版』 岩波書店
- オアイン、グエン・スアン 丹野勲編訳 1995 『概説ベトナム経済——アジアの新しい投資フロンティア』 有斐閣
- 大野美紀子 1998 「ベトナム南部村落における土地所有状況の推移——カインハウ村における農地改革の影響について」 『東南アジア—歴史と文化—』 No. 27、pp. 3-27
- 外務省 2004 「対ベトナム国別援助計画」 外務省
- 2006 「国別データブック（ベトナム）」 外務省
- 川村嘉夫 1989 「家族経営の展開と当面する問題」 『中国農村の改革——家族経営と農産物流通』 アジア経済研究所
- ギアーツ、クリフォード 池本幸生訳 2001 『インボリューション——内に向かう発掘』 NTT出版
- 木南莉莉、ネルソン、ビルズ 2003 「農業構造調整の国際的比較—農地制度の改革を焦点に」 『国際社会文化研究所紀要』 第5号、pp.29-36, 2003 桜井由躬雄 1987 『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』 創文社
- 桜井由躬雄 1989 『ハノイの憂鬱』 めこん
- 佐藤郁哉 2002a 『フィールドワークの技法——問いを育てる、仮説をきたえる』 新曜社
- 佐藤仁 2002b 「『問題』を切り取る視点：環境問題とフレーミングの政治学」 石弘之編 『環

- 境学の技法』 東京大学出版社
- 佐藤安信 2005 『「法」・「貧困」・「ジェンダー」：法多元主義と正義へのアクセス』 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- ジェットロ・アジア経済研究所、朽木昭文、野上裕生、山形辰史編 『テキストブック 開発経済学〔新編〕』 有斐閣ブックス
- 正源寺真一、谷口信和、藤田夏樹、森建資、八木宏典 1993 『農業経済学』 東京大学出版会
- スコット、ジェームス・C 高橋彰訳 1999 『モーラル・エコノミー——東南アジアの農民反乱と生存維持』 勁草書房
- 滝川勉 1994 『東南アジア農業問題論——序説的・歴史的考察』 勁草書房
- 竹内郁雄 1999 「ドイモイ下の農業協同経営・協同組合運動試論」 白石昌也、竹内郁雄編 『ベトナムのドイモイの新展開』 アジア経済研究所
- 2003 「ベトナムにおける経済面のドイモイに関する一評価——北部農村の耕地配分のあり方＝‘均等主義’との関連で」 『地域経済統合とベトナム——発展の現段階』 アジア経済研究所
- 2004 「ベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発の考察——北部のムラ・村にみられる‘均等主義’の検討・評価を通じて」 石田暁恵、五島文雄編 『国際経済参入期のベトナム』 アジア経済研究所
- トラン・ヴァン・トゥ 1996 『ベトナム経済の新展開——工業化時代の始動』 日本経済新聞社
- 原洋之介 1985 『クリフォード・ギアツの経済学——アジア研究と経済理論の間で』 リポート
- 1999 「農業・農村開発：コメを中心にして」 石川滋、原洋之介編 『ヴェトナムの市場経済化』 東洋経済新報社
- 古田元夫 1996 『ベトナムの現在』 講談社現代新書
- 宮沢千尋 2000 「農村行政組織と合作社」 白石昌也編 『ベトナムの国家機構』 明石書店
- 村野勉 1976 「北ベトナムの土地改革」 斎藤仁編 『アジア土地政策論序説』 アジア経済研究所
- 1996 「ベトナム農業の刷新——成果と課題」 竹内郁雄、村野勉編 『ベトナムの市場経済化と経済開発』 アジア経済研究所
- 柳澤雅之 2004 「山と平野、水と土——二大デルタの自然と農業」 今井昭夫、岩井美佐紀 『現代ベトナムを知るための60章』 明石書店
- 渡辺利夫編 2003 『アジア経済読本（第3版）』 東洋経済新報社

【英語文献】

- Agricultural Service Cooperative of An Ninh Commune 2006 “Medium-Term Financial Plan of Agricultural Service Cooperative of An Ninh Commune”
- Cooperative for Agricultural Service Binh Dinh Commune 2006 “Plan 2006-2010 Five Year Economic Development of Cooperative or Agricultural Service Binhdinh Commune, Kienxuong District, Thaibinh Province”
- Do, Quy-Toan, Iyer, Lakshmi 2006 “Land Titling and Rural Transition in Vietnam” Harvard Business School Working Paper No. 05-067, 2005
- Dongtam I cooperative Dong Tam Commune undated “Dongtam 1 Cooperative Dongtam Commune Lathuy District – Hoabinh Province”
- Elster, Jon “Introduction: The Idea of Local Justice” Chap. 1 (pp. 1-24) in Jon Elster (Ed.) *Local Justice in America*. New York: Russell Sage Foundation
- Fujita, Yayoi, Phengsopha, Kaisone, Vongvisouk, Thouthone, Thongmanivong, Sithong 2006 “Post-socialist land reform in Lao PDR and its impact on community land and social equity” The Eleventh Biennial Global Conference of The International Association for the Study of Common Property (IASCP), Bali
- MARD 2000 “Agriculture and Rural Development 5-Year Plan (2001-2005)” Ministry of Agriculture and Rural Development
- MPI 2001a “Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010 (Presented by the Central Committee, Eighth Tenure, to the Ninth National Congress)” Ministry of Planning and Investment, Socialist Republic of Vietnam
- 2001b “The 5-Year Plan for Socio-Economic Development (2001-2005)” Ministry of Planning and Investment, Socialist Republic of Vietnam
- 2006 “The Five-Year Socio-Economic Development Plan 2006-2010” Ministry of Planning and Investment, Socialist Republic of Vietnam
- NCPFP 1993a “Resolution on Population and Family Planning (Adopted at 4th meeting of the Party Central Committee, 7th session)” National Committee for Population and Family Planning
- 1993b “Population and Family Planning Strategy to the Year 2000” National Committee for Population and Family Planning
- Ostrom, Elinor 1990 *Governing the Commons – The Evolution of institutions for collective action*. Cambridge University Press
- Pham Xuan, Nam et al. ed. 2001 *Rural Development in Vietnam*. National Centre for Social Sciences and Humanities in Vietnam and University of British Columbia in Canada
- Popkin, Samuel L. 1979 *The Rational Peasant – The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. University of California Press
- The Socialist Republic of Vietnam 2002 “The Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy” The Socialist Republic of Vietnam

The World Bank 2007 “IDA AT WORK - Vietnam: Laying the Foundation for Steady Growth” The World Bank

WHO 1995 “An assessment of the need for contraceptive introduction in Viet Nam” World Health Organization

【ベトナム語文献】

Pham Xuan, Nam et al. ed. 1997 *Phát Triển Nông thôn*. Trung Tâm Khoa Học Xã Hội Và Nhân Văn Quốc Gia & Trường Đại Học British Columbia, Canada

NXB Bản Đồ 2005 *Việt Nam Administrative Atlas - Tập bản đồ hành chính 64 tỉnh, thành phố*. Nhà Xuất Bản Bản Đồ

GSO (Tổng Cục Thống Kê Vụ Tổng Hợp Và Thông Tin, General Statistical Office Integrated & Information Department) 2000 *Số Liệu Thống Kê Kinh Tế - Xã Hội Việt Nam 1975 - 2000 (Statistical Data of Vietnam Socio - Economy 1975 - 2000)*. Nhà Xuất Bản Thống Kê (Statistical Publishing House)

GSO (Tổng Cục Thống Kê, General Statistical Office Integrated & Information Department) 2003 *Kết Quả Tổng Điều Tra Nông Thôn, Nông Nghiệp & Thủy Sản 2001 (Results of the 2001 Rural, Agricultural and Fishery Census)*. Nhà Xuất Bản Thống Kê (Statistical Publishing House)

【日本語 Web サイト】(最終アクセス日：2008年1月23日)

AFP BB News 2007 「男女比の不均衡が拡大、ベトナム」

<<http://www.afpbb.com/article/life-culture/life/2306432/2302616>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

岡江恭史 undated 「ベトナム農業だより」

<<http://www.ne.jp/asahi/vietnam/agriculture/index.html>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

総務省統計局 2005 「平成17年労働力調査年報」

<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2005/ft/index.htm>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

JICA (独立行政法人国際協力機構) 2007 「ベトナム国農民組織機能強化計画プロジェクト 案件概要表」

<<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/CA1E65A251F16679492573A70024A36E?OpenDocument>>

<http://www.jica.go.jp/vietnam/japanese/others/pdf/TCP_nouminosiki.pdf>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

内閣府 2005 「平成17年度国民経済計算」

<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h17-kaku/19annual-report-j.html>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

農林水産省 2006 「農林水産基本データ」

<<http://www.maff.go.jp/www/info/shihyo/ichiran.html>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

ヤマハ発動機株式会社 2007 「ベトナムに2つ目の二輪車組立工場を建設一年間70万台の生産体制を構築」

<<http://www.yamaha-motor.co.jp/news/2007/07/30/ymvn.html>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

【英文 Web サイト】

ADB (Asian Development Bank) 2007 “Asian Development Bank's Statistical Database System (SDBS)”

<<http://sdfs.adb.org:8030/sdfs/index.jsp>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

BBC (BBC News) 2002 “Vietnam bans student cheats”

<<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/2121981.stm>>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

GSO (General Statistics Office of Vietnam) 2001 “The rural, agricultural and fishery census in 2001”

<http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=477&idmid=4&ItemID=1824>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

———— undated “Statistical Data”

<http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

M&C 2006 “Vietnam clamps down on university entrance cheats”

<http://news.monstersandcritics.com/education/features/article_1032122.php/Vietnam_clamps_down_on_university_entrance_cheats>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

The Asian Pacific Post 2006 “Asia's classroom cheats”

<http://www.asianpacificpost.com/portal2/ff8080810c474d20010c5ebe89840079_chinese_teacher.do.html>

(最終アクセス日：2008年1月23日)

謝辞

本研究の執筆にあたっては、多くの方々から親身なご支援をいただきました。この場を借りて、特に以下の方々に感謝の言葉を申し上げたいと思います。

本研究の主査である佐藤仁先生には、2年間にわたり多岐に渡るご指導をいただきました。修士論文のテーマ発表の場で、「土地集積」というテーマを紹介した際に、先生から「ドクター向けのテーマだね」とコメントを受け、相当ドン引きしたことが忘れられません。案の定、内容をまとめるにあたっては苦労の連続でしたが、先生からはいつも鋭いコメントをいただき、拙い内容ながら何とか完成までたどり着くことができました。まったりとマイペースに執筆する私を見守っていただき、たくさんのアドバイスをいただいたことを心より感謝しています。著作権の関係上、あしたのジョーは掲載しないでおきます。

副査を引き受けていただいた吉田恒昭先生と池本幸生先生には、1月に入ってから忙しい時期にも関わらず様々なアドバイスをいただきました。本当にありがとうございました。拙い内容ではありますが、ご査読の程宜しくお願いいたします。

独立行政法人国際協力機構 ベトナム事務所の渡辺様、辻様および「農民組織機能強化計画」プロジェクトの専門家・スタッフの皆様には、お忙しい中フィールド調査受け入れへの便宜を図っていただいただけでなく、2006年度のベトナム事務所におけるインターンシップの時期も含め、公私ともに大変お世話になりました。また、渡辺様と今川専門家には、農業・農村開発およびフィールド調査の専門的な見地から、たくさんのご助言をいただきました。特に、フィールド調査に際しての渡辺さんのご助言がなければ、このようなテーマ設定も不可能だったと思います。本当にありがとうございました。

本研究中で何度も引用させていただいた東京農工大学の竹内郁雄先生には、他大学にも関わらず面談の機会をいただきました。本研究の成立は、ベトナムの専門家である竹内先生のご助言と先行研究の数々に支えられていることは間違いありません。大変感謝しております。

大学時代の指導教授である早稲田大学の山西優二先生と嶋崎尚子先生には、本研究についてもご助言をいただきました。どうもありがとうございました。これからも宜しく願いいたします。

佐藤研究室のメンバーの皆さんには、ゼミの内外でたくさんアドバイスをいただきました。特に、小荒井さん、石曾根さん、赤木さんの3名には、読みにくい内容を何度もレビューいただきました。本当に原稿がなかなか書きあがらず、本当に申し訳ありませんでした。

同期のみんなには、年代の離れた私を仲間として受け入れてくれたことを感謝しています。いつも連絡・相談に乗ってくれてどうもありがとうございます。

妻の家族は、ベトナムにおける調査を親身にサポートしてくれました。特にお母さんが暖かく私の滞在を受け入れてくれたことを考えると涙が出てきそうになります。

Con cảm ơn mẹ rất nhiều!

私の母と叔母へ、色々のご心配をかけました。いつも支えてくれてどうもありがとうございます。

そして最後にいつもそばで私を支えてくれる妻へ。 **Cảm ơn em!**